

第三次 えひめ環境基本計画



令和2年2月
愛媛県

は じ め に



愛媛県は、西日本最高峰の石鎚山をはじめ、世界有数の多島美を誇る瀬戸内海やリアス式海岸が続く宇和海、更には、日本三大カルストに数えられる四国カルストなど、美しく豊かな自然に恵まれているほか、里地・里山・里海にはさまざまな動植物が生息し、多様な生態系を構成しており、これらを健全な姿で次の世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた極めて重要な使命です。

このため、県におきましては、環境の保全に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進していくため、平成22年に「えひめ環境基本計画」を、平成28年には同計画を継承・発展させた「第二次えひめ環境基本計画」を定め、各種施策を展開してきたところです。

しかしながら、近年、風水害の頻発・激甚化や農産物等の品質低下、動植物の分布域の変化といった、気候変動がもたらす深刻な影響に加え、プラスチックごみによる海洋汚染、食品ロスの大量発生、外来生物がおよぼす生物多様性への懸念など、さまざまな環境問題がクローズアップされております。

また、国際社会においては、2015年に国連が採択した2030年までに達成すべき持続可能な開発目標「SDGs」の達成に向け、各国の積極的な対応が求められており、目標の中には、気候変動対策、海洋・森林の保全といった、環境に関連したものも数多く含まれるなど、環境対策は世界共通の喫緊の課題であります。

こうした今日の環境問題をめぐる社会情勢やこれまでの本県の取り組みをふまえ、県では、このたび、目指すべき将来像に「環境と経済の好循環による『愛顔あふれる持続可能なえひめ』」を掲げた「第三次えひめ環境基本計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、環境保全と社会・経済活動が調和した地域づくりに力を注いで参りますので、県民の皆様方におかれましては、計画の趣旨を御理解いただき、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり御尽力をいただきました愛媛県環境審議会の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

令和2年2月

愛媛県知事 中村時広

目次

第1章 基本的事項

1 策定の趣旨	1
2 計画の性格と役割	1
3 計画の期間	4
4 計画の構成	4

第2章 環境の現状と課題

1 近年の環境を巡る動き	5
2 第二次計画の取組結果と課題	12
3 県民の環境意識	17
4 愛媛の環境を取り巻く課題	24

第3章 計画の方向性

1 目指すべき将来像	33
2 基本目標	34
3 基本方針	35
4 施策の体系	38
5 SDGs（持続可能な開発目標）との関連性	39

第4章 施策の展開

I かけがえのない環境の保全	40
① 安全で良好な生活環境の保全	40
II 目指すべき3つの社会の実現	45
① 気候変動対策の推進と低炭素・脱炭素社会の実現	45
② 環境への負荷が少ない循環型社会の実現	51
③ 生物多様性の保全と自然共生社会の実現	56
III 未来を支える人づくり・しくみづくり	62
① 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進	62
② 地域循環共生圏の形成	66

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	71
2 各主体の役割	71
3 環境指標	74
4 計画の進行管理	74

参考資料

1 用語集	資 1
2 策定の経緯	資14
3 愛媛県環境基本条例	資16
4 第三次えひめ環境基本計画環境指標一覧	資21

第1章 基本的事項

1 策定の趣旨

愛媛県では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成7年5月に「えひめ環境保全指針」を策定しました。その後、環境行政を取り巻く情勢の変化に伴う新たな課題に対応するため、平成22年2月に「県民と共に築く『えひめ環境新時代』の実現」を基本目標に掲げた「えひめ環境基本計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、施策の展開に努めてきました。

第一次計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間に取り組むべき施策の方向性を示しており、平成26年度末で計画期間が終了しました。

その後、低炭素社会の実現、循環型社会の構築、生物多様性の保全など環境行政における新たな課題への対応が必要となったことから、平成22年2月にそれまでの指針を全面的に見直し、新たに「県民と共に築く『えひめ環境新時代』の実現」を基本目標に掲げた「えひめ環境基本計画」を、28年2月に「つなごう未来へ『愛顔あふれる持続可能なえひめ』」を基本目標とする「第二次えひめ環境基本計画」を策定し、環境の保全に関する施策を総合的・計画的に推進し、持続的に発展が可能な社会の実現に努めてきました。

第二次計画は、平成27年度から令和元年度までの5年間に取り組むべき施策の方向性を示しており、令和元年度末に計画期間が終了することから、第二次計画における取組を継承しつつ、現在の環境行政を巡る社会経済情勢を踏まえ、新たな環境課題にも適切に対応できるよう、新たに「第三次えひめ環境基本計画」として策定するものです。

2 計画の性格と役割

(1) 環境の保全に関する基本的な計画

この計画は、「愛媛県環境基本条例」（以下「条例」という。）第10条に規定する「環境の保全に関する基本的な計画」に位置付けており、条例に示された基本理念を踏まえ、愛媛県が目指すべき将来像を示すとともに、その実現に向けて県が行う環境に関する施策の方向性と、県民、事業者、環境活動団体、行政の各主体の役割などを示します。

愛媛県環境基本条例（抜粋）

（環境の保全に関する基本的な計画）

第10条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画を定めなければならない。

2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(2) 他の計画との関係

この計画は、県政運営の基本方向を示す「第六次愛媛県長期計画『愛媛の未来づくりプラン』』として、平成23年9月に策定した概ね10年後の目指すべき将来像を示した「長期ビジョン」と令和元年5月に策定した当面4年間の政策の方向性を示した「第3期アクションプログラム」について、その推進に関する環境分野の基本計画としても位置付けられるものです。

したがって、「愛媛県地球温暖化対策実行計画」や「えひめ循環型社会推進計画」、「生物多様性えひめ戦略」など、本県の環境に関する個別の計画等は、この計画が示す基本的な方向に沿って策定、推進することとしています。

また、県政の各分野の個別の計画等において、環境の視点を盛り込むにあたっては、この計画との整合に留意するとともに、相互に連携し、環境の保全に向けて一体となって施策を推進します。

(3) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画

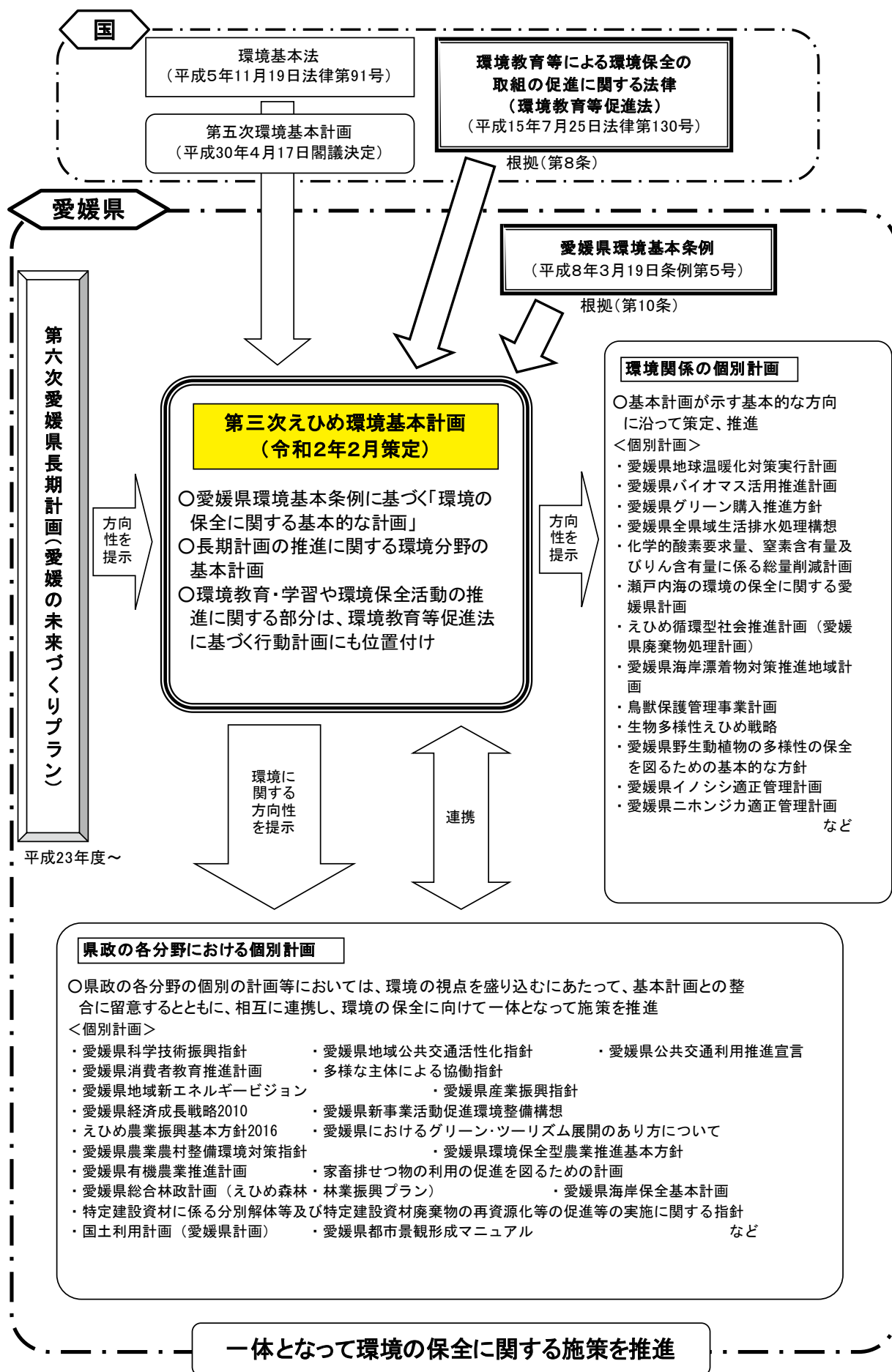
この計画のうち、環境教育・学習や環境保全活動の推進に関する部分は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条の規定に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」としても位置付けるものです。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（抜粋）

（都道府県及び市町村の行動計画）

第8条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を作成するよう努めるものとする。

第三次えひめ環境基本計画と他の計画等との関連図



3 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象とします。

なお、計画期間中においても、環境の状況や社会経済情勢等の変化などに対応する必要が生じた場合には、適宜、計画の見直しを行います。

4 計画の構成

第2章「環境の現状と課題」においては、近年の環境を巡る動きや第二次計画の総括、県民の環境意識の現状を踏まえ、現在の愛媛の環境を取り巻く課題を整理しています。

そのうえで、第3章「計画の方向性」において、目指すべき将来像や基本目標、基本方針等を定め、第4章「施策の展開」において、基本方針に沿った取組の方向性を示しています。

そして、第5章「計画の推進」では、計画の推進体制や計画を推進していくうえでの県民、事業者、環境活動団体、行政の役割、計画の進行管理について定めています。

第2章 環境の現状と課題

1 近年の環境を巡る動き

第二次計画を策定してから5年間で、環境を取り巻く状況は刻々と変化しています。ここでは、主に第二次計画策定後の環境を巡る動きについて、概観します。

(1) 地球温暖化

○ 平成26年11月に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書では、「気候システムの温暖化には疑う余地がなく」、主に経済成長と人口増加からもたらされた人為起源の温室効果ガスの排出が、「20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な原因であった可能性が極めて高い」とし、「気候システムに対する人間の影響は明瞭」と断定しています。

また、報告書では、気候変動を抑制するためには、温室効果ガスの排出を大幅かつ持続的に削減する必要があり、21世紀中の気温上昇を工業化以前と比べて2℃未満に抑制するためには、「21世紀末までに排出をほぼゼロにする」必要があるとの厳しい指摘がなされています。

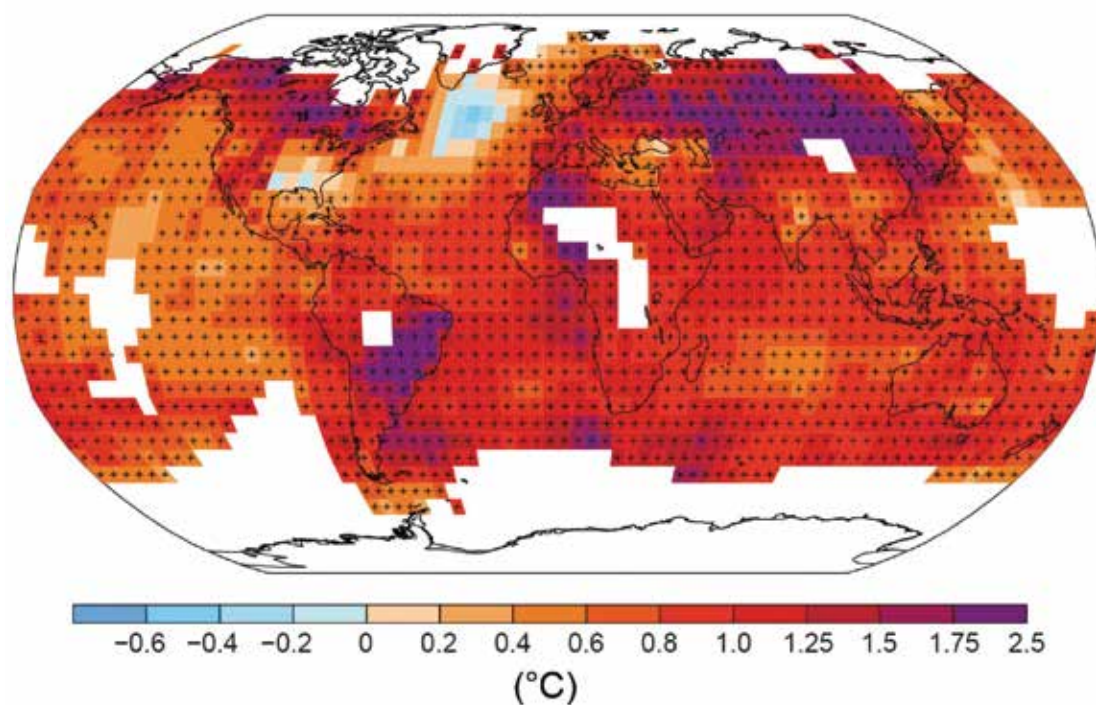


図1 観測された地上気温の変化（1901年から2012年までの変化）

- こうした見識を踏まえ、国際社会では、平成27年11～12月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）において、京都議定書に代わる2020（平成32）年以降の新たな枠組みとして、すべての国が参加する初めての枠組みとなる「パリ協定」を採択しました。これにより、世界各国が協調して地球温暖化対策に取り組むこととなりました。
- 国は、平成27年7月に決定した「日本の約束草案」における温室効果ガス削減目標（2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で26%削減）を踏まえ、平成28年5月に地球温暖化対策計画を閣議決定し、中期目標として2030年度に2013年度比26.0%削減を掲げるとともに、長期的目標として2050年までに80%の排出量削減を目指すとしました。

さらに令和元年6月には、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定し、我が国の最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、今世紀後半のできるだけ早期に実現を目指すとしました。
- 2017（平成29）年度における日本の温室効果ガス排出量（確報値）は12億9千万トンで、省エネルギー化が進む一方で、火力発電の比率の増加や、家庭や業務部門における電力消費量等の増加により、エネルギー起源CO₂の排出量が増加したことなどから、1990（平成2）年度と比べて1.3%の増加となっています。
- オゾン層の破壊や地球温暖化への影響が明らかなフロン類については、平成25年6月に改正された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」により、それまでの回収・破壊のみを対象とした対策からフロン類のライフサイクル全体にわたる包括的な対策に強化されました（平成27年4月施行）。

(2) 循環型社会

- 世界では、開発途上国での急激な経済発展と人口増加を背景に、廃棄物の発生量が増大しており、2050（令和32）年の世界全体の廃棄物発生量は、2000（平成12）年の倍以上となると予測されています。加えて、廃棄物の処理能力の不足や国際的な移動の増加が懸念されており、地球規模の環境負荷低減と適正な資源循環を確保する必要性が高まっています。
- これまでの大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、日常生活を物質的に豊かにする一方で、天然資源の枯渇への懸念を生じさせるとともに、大量の廃棄物を生み出し、焼却によるダイオキシンの発生や最終処分場のひっ迫、不法投棄など様々な環境問題を引き起こしました。このため、持続可能な社会を実現していくためには、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を図ることが重要です。
- 国では、循環型社会の形成を目指し、平成12年に制定した「循環型社会形成推

進基本法」をはじめとする法的基盤整備を進め、その結果、国民の環境意識の向上や企業による技術開発、システム見直しを通じた全国的な循環型社会づくりへの取組が進み、廃棄物の排出量等は大幅に減少しています。さらに、平成30年6月に策定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、国内外の経済や社会の状況は循環型社会の形成に密接にかかわっていることから、「第三次循環型社会形成推進基本計画」で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させていくための将来像を描いています。

- 近年、プラスチックほど、短期間で経済社会に浸透し、我々の生活に利便性と恩恵をもたらした素材は多くありませんが、一方で、ポイ捨て等の不適正な処理のため、世界全体で年間数百万トンを超える陸上から海洋へのプラスチックごみの流出があると推計されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。このような中、主要20か国・地域（G20）首脳会合などで世界的な対策が始まり、国が令和元年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」では、削減目標を設定し、レジ袋有料義務化等を進めることとしています。

(3) 生物多様性

- 国際自然保護連合（IUCN）では、毎年「レッドリスト」を作成しており、平成27年6月に公表されたレッドリストでは、評価対象種の29%に当たる22,784種が絶滅危惧種と評価されています。
- 平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、生物多様性に関する平成23年以降の新たな世界目標である「愛知目標」が採択され、同年12月に開催された国連総会では、平成23年から平成32年までの10年間を「国連生物多様性の10年」とする国連決議が採択されました。また、COP10では、「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）」に関する国際的な枠組みである「名古屋議定書」が採択され、現在、「愛知目標」の達成と「名古屋議定書」の効果的な実施に向けて、国際的な取組が進められています。
- 国では、COP10で採択された「愛知目標」や東日本大震災を踏まえ、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本計画である「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定し、自然共生社会の実現や「愛知目標」の達成に向けた取組が進められています。
- 平成27年9月に公表した「環境省レッドリスト」では、絶滅のおそれのある種として3,596種が掲載されています。

(4) 生活環境

- 開発途上国における急激な経済発展に伴う環境汚染は依然として深刻な状況にあり、PM2.5や光化学オキシダント、水銀、マイクロプラスチックによる海洋汚染など、様々な越境汚染が顕在化しています。
- 平成25年1月に中国で発生した微小粒子状物質（PM2.5）等による大規模な大気汚染問題を契機として、国においては同年12月に「PM2.5に関する総合的な取組（政策パッケージ）」を取りまとめ、引き続き、国民の安全・安心の確保、環境基準の達成、アジア地域における清浄な大気の共有等を目標とした取組を進めています。
- また、水俣病のような健康被害を繰り返さないため、平成25年に「水銀に関する水俣条約」が採択され、平成29年8月に発効しました。国においては水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法を一部改正し（平成30年4月1日施行）、水銀の人為的排出等を規制するための取組を進めています。
- 水環境に関し、国では、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための「水循環基本法」を平成26年4月に公布し、平成27年7月には、「水循環基本計画」を策定し、健全な水循環の維持、回復のための取組を進めています。また、平成26年4月に公布した「雨水の利用の推進に関する法律」に基づき、雨水を貯留し有効活用を図るための取組を進めています。
- 平成27年10月、「瀬戸内海環境保全特別措置法」が改正され、「瀬戸内海の環境の保全」に関する基本理念が新設されました。瀬戸内海は、「我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活及び生業並びに地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきもの」とされ、従来の規制措置のみならず、藻場・干潟の保全、再生等、瀬戸内海を「豊かな海」とするための施策を総合的に推進しています。

(5) 持続可能な開発のための教育（ESD）

- 環境問題は、高度経済成長期の公害問題から地球温暖化問題や廃棄物問題など新たな問題が発生し、経済問題、社会問題とも相互に絡み合い、今や個々に独立した問題として対処することは困難なものとなっています。こうした諸問題をどう解決し、どのような将来を目指すのか、その理念として提唱されたのが、将来世代のニーズを損なうことなく、現在の世代のニーズを満たす「持続可能な開発」という考え方です。
- 「持続可能な開発」という理念を実践に移すためには、私たち一人ひとりが世界

の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革する必要があります。そのことを学ぶのが、「持続可能な開発のための教育（E S D：Education for Sustainable Development）」であり、具体的には、単なる知識の習得や活動の実践にとどまらず、日々の取組の中で、持続可能な社会の構築に向けた概念を取り入れ、問題解決に必要な能力・態度を身に付けるための工夫を継続していくことが求められています。

- 国際的にもE S Dの視点を取り入れた環境教育・学習の推進が図られており、平成17年から始まった「国連E S Dの10年」は平成26年に最終年を迎えましたが、同年11月に日本で開催された「E S Dに関するユネスコ世界会議」では「E S Dに関するグローバル・アクション・プログラム」が承認、国連総会で採択され、引き続きE S Dの取組の加速化が図られています。
- 国では、平成23年6月に改正された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づき、持続可能な社会づくりに向けて、様々な主体の自発的な活動の支援やその基盤となる環境教育等の推進に取り組んでいます。また、法改正の際に法目的に追加した「協働取組の推進」に向けて、国民、N P O、事業者、国、地方公共団体が、それぞれ適切に役割を分担しつつ、対等の立場において、環境保全のために相互に協力し合えるよう、取組の促進を図っています。

(6) 人口問題

- 世界の総人口は、平成30年に77億人を超え、2100（令和82）年には109億人に達すると推計されています。

新興国の急速な経済成長と相まって、資源やエネルギー、食料需要の増加により、世界全体で環境負荷が高まっています。また、新興国での生産活動の多くは、資源効率が低く、資源需要の増大に拍車をかける状況となっています。
- 一方、日本の人口は、平成20年をピークに減少に転じており、平成30年の合計特殊出生率は1.42に低下し、出生数も過去最低の約92万人にとどまるなど、人口減少に歯止めがかからない状況です。
- 平成29年4月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によると、今後、日本の人口は、平成27年国勢調査の1億2,709万人から令和47年の8,808万人にまで減少する一方で、65歳以上の老年人口割合は、平成27年の26.6%から令和47年の38.4%へと増加が見込まれ、超高齢社会の更なる進展が予想されています。
- 人口減少と高齢化は、労働力人口の減少や消費市場の縮小による経済規模の縮小をもたらすとともに、特に地方では、買い物難民に代表される社会生活サービスの低下を招き、更なる人口流出、過疎化の進行が懸念されるなど、経済・社会に甚大

な影響を与えることが予想されます。

一方、環境への影響としては、エネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出や廃棄物の排出など、環境負荷の減少が予想されます。しかし、世帯の少人数化や高齢化は、家庭部門の一人当たりのエネルギー消費量や家庭ごみ排出量を増加させる可能性があります。加えて、地方においては、耕作放棄地の増加が進み、一層の里地里山の荒廃や鳥獣被害の増加が懸念されます。

- 国では、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定（令和元年12月に第2期総合戦略策定予定）し、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立に取り組んでいます。

(7) 東日本大震災

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの死者・行方不明者が発生するとともに、住宅・工場の被災やインフラの破壊による経済活動の停滞を引き起こしました。加えて、震災に伴う福島第一原子力発電所の事故では、放射性物質が一般環境に放出され、住民が避難する状況を招くとともに、電力の安定供給についての課題を突き付けられました。

このことは、環境面においても、広範囲での高い津波の襲来による建築物の倒壊等に伴う膨大な量の災害廃棄物の発生や、原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境汚染などの新たな問題を生み出しました。

- 東日本大震災を契機として、多くの国民が、自然の持つ圧倒的な力に対し、人間の力の限界を改めて認識しました。また、大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会のあり方を見つめ直すとともに、自然とのかかわり方や安全・安心の視点を含めて、社会を持続可能なものへと見直していく必要性を改めて意識するなど、国民の間に大きな価値観や意識の変化が生じています。

(8) 平成30年7月豪雨災害

- 平成30年7月豪雨災害では、梅雨前線の停滞などにより、7月5日から8日の4日間で7月の平均雨量を大幅に超える集中豪雨となり、南予地域を中心に県下各地で甚大な被害が発生しました。水道施設についても、県内各所で土砂の流入や冠水などで被災した結果、多くの地域で断水が発生し、その影響は最大で12市町、31,068戸、63,856人に及びました。
- 断水は、上島町をはじめ、大洲市、西予市、宇和島市の4市町が大規模で長期化しましたが、関係者の強力な支援のもと、復旧に長期間を要すると考えられていた宇和島市三間・吉田両地区が1か月足らずで通水したことにより、県内の断水が解

消し、当面必要な生活用水が供給されることとなりました。

- この災害を契機として、県内自治体では、土砂・浸水災害及び停電への対応など、多岐にわたる防災対策を講じる必要性が高まっているため、県としては、施設整備の優先順位等に関する各自治体の意向も踏まえ、地域の特性に応じた防災対策等が講じられるよう適切に助言することとしています。
- またこの災害により、14市町（6市8町）において家財ごみや解体ごみ・廃棄物混入土砂を併せて約27万トンもの大量の災害廃棄物が発生しました。今回の豪雨災害では、平時からの市町と関係団体との協力体制や発災直後における初動対応（迅速・正確な情報伝達・仮置場の確保・処理体制の整備等）が課題となったことから、近い将来発生が予想されている南海トラフ地震等の大規模災害に備え、実効性のある災害廃棄物処理体制の構築に取り組みます。

(9) SDGs（持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals）

- 2015年9月にニューヨークの国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、その成果文書として、「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。2030アジェンダは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に「持続可能な開発目標SDGs（Sustainable Development Goals）」として、17のゴール(目標)と169のターゲットが掲げられました。
- 国においては、2016年5月に総理大臣を本部長とするSDGs推進本部を設置、同年12月に「SDGs実施指針」策定し、翌年2017年12月に「SDGsアクションプラン2018」を、2019年12月には、「SDGsアクションプラン2019」を決定し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、取り組んでいくこととしています。

(10) まとめ

- 本計画では、以上の状況の変化も踏まえ、環境における様々な課題について、SDGsの視点を取り入れ、積極的に施策を展開していきます。

2 第二次計画の取組結果と課題

第二次計画では、基本目標の達成に向け、環境分野ごとの将来像として設定した6つの基本方針の下、25の施策と62の主な取組を示し、計画の推進を図ってきました。また、各施策の達成状況を容易に把握できるように、環境指標として、基本方針の達成状況を測る15指標と施策の進捗状況を測る14指標を設定しました。

ここでは、第二次計画の取組結果と課題について、環境指標の目標達成状況の面から検証します。

(1) 環境指標の目標の達成状況と課題

ア 基本方針に係る環境指標の達成状況は、次のとおりです。

○基本方針の達成状況を測る指標【15指標】

No.	基本目標	基本方針	環境指標				目標達成率		
			項目	計画策定時	現状値	目標			
1	I かけがえのない 環境の保全	① 安全で良好な生活環境の 保全	環境基準達成率						
2			(大気汚染)	77% (H26)	83% (H30)	100% (R1)	83%		
3			(水質汚濁)	93% (H26)	82% (H30)	100% (R1)	82%		
4			(ダイオキシン類)	100% (H26)	100% (H30)	100% (R1)	100%	○	
5			(騒音)	79% (H26)	79% (H30)	100% (R1)	79%		
6	II 目指すべき3つ の社会の実現	① 地球温暖化対策の推進と 低炭素社会の実現	県内の温室効果ガス総排出量（森林吸収分を差し引いた排出量）	23,380千tCO2 (H24)	20,087千tCO2 (H28)	17,784千tCO2 (R12)	87%		
7			県内バイオディーゼル燃料生産量	573kℓ (H25)	389kℓ (H29)	904kℓ (R3)	43%		
8		② 環境への負荷が少ない循環 型社会の実現	一般廃棄物の1人1日当たり排出量	911g (H25)	902g (H29)	868g (R2)	96%		
9			一般廃棄物のリサイクル率	18.4% (H25)	17.9% (H29)	27.0% (R2)	66%		
10		③ 生物多様性の保全と自然 共生社会の実現	森林公園利用者数	98,392人 (H26)	96,175人 (H30)	100,000人 (H30)	96%		
11			生物多様性の認識度	51% (H24)	60.9% (H30)	60% (R3)	102%	○	
12			環境NPO法人数	152団体 (H26)	158団体 (H30)	現状より増加 (R1)	104%	○	
13		III 未来を支える人 づくり・しくみ づくり	① 未来へつなぐ環境教育・ 学習の充実と環境保全活 動の促進	愛リバー・ロード・ビーチ登録団体 数	518団体 (H27)	573団体 (R1)	613団体 (H30)	93%	
14				環境マネジメントシステムの取得件 数	21件 (H27)	69件 (H30)	120件 (R1)	58%	
15			② 未来を支える環境・経 済・社会の調和	県内のエコフィード生産量	10,206t (H26)	8,200 t (H30)	現状より増加 (R1)	80%	

基本方針の達成状況を図る15指標のうち、目標を達成したのは4指標（うち、目標期限が未到来1指標）となっており、未達成のうち、ほぼ目標を達成したもの（目標達成率90%以上）は3指標（うち、目標期限が未到来1指標）です。残り（目標達成率90%未満）は、8指標となっていますが、そのうち目標期限が未到来（他の個別計画による目標期限として設定：R 2～12）が2指標あります。

基本方針の達成状況を測る指標の未達成の理由及び課題等は、次のとおりです。

○基本方針の達成状況を測る指標の未達成の理由及び課題等

環境指標の項目	未達成の理由	課題等
1 大気汚染	国外からの微小粒子状物質等の影響を強く受けているため。	環境基準は、人の健康保護や生活環境保全上、維持されることが望ましい行政上の目標値であり、引き続き環境指標として設定することが適当
2 水質汚濁	湖沼（100%）や河川（94%）に対し、海域の達成率（73%）が低い。これは、工場排水規制や生活排水処理施設の整備により、海域の汚濁負荷の改善はみられるが、自然環境の影響を受けるため。	同上
3 ダイオキシン類	○（達成）	同上
4 騒音	騒音規制法等に基づき、市町が事業者への指導を行っているが、工場や自動車など発生源は、多種多様にわたっているため。	同上
5 騒音・振動・悪臭の苦情件数	○（達成）	生活環境の保全のため、引き続き、環境指標として設定することが適当
6 県内の温室効果ガス総排出量	△目標期限未到来（R12）	低炭素・脱炭素化社会の実現に向けて、引き続き、環境指標として設定することが適当
7 県内バイオディーゼル燃料生産量	△目標期限未到来（R3）	引き続き環境指標として設定することが適当 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 100%バイオディーゼル燃料（B100）使用車両の故障など不具合等による軽油への回帰が多い一方、「バイオディーゼル燃料5%混合軽油（B5）」の品質が向上し、徐々に販売実績も増加していることから、県民や事業者に対する一層の理解促進と普及啓発を図る必要がある。 </div>
8 一般廃棄物の1日1人当たり排出量	△目標期限未到来（R2）	家庭からのごみの減量は、県民の環境に配慮したライフスタイルの実践度につながるものであり、引き続き環境指標として設定することが適当
9 一般廃棄物のリサイクル率	△目標期限未到来（R2）	リサイクルの推進のため、引き続き環境指標として設定することが適当 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 現状では、ペーパーレス化による紙類の資源化量の減少や市町で把握できないショッピングセンター等における回収量増加により、リサイクル率が、伸び悩んでいる。 </div>
10 森林公園利用者数	平成30年7月豪雨災害等の影響により利用者が減少したことから。	県民の自然保護意識の普及啓発のため、引き続き指標として設定することが適当
11 生物多様性の認識度	○（達成）	生物多様性の保全に向け、目標の認識度60%を維持することが重要であることから、引き続き、指標として設定することが適当

12 環境NPO法人数	○ (達成)	県民の環境意識の向上等に向け、環境活動者グループの養成が必要なことから、引き続き、環境指標として設定することが適当
13 愛りバー・ロード・ビーチ団体登録数	普及啓発を行うものの、団体構成員の高齢化により微増となっているため。	同上
14 環境マネジメントシステムの取得件数	環境マネジメントシステムの取得・維持に係るコストに比べ、メリット（入札時の加点や、企業イメージ向上等）が少ないと考えられているため。	今後、取得件数の増加が見込まれないため、別の指標に見直しが必要
15 県内のエコフィード生産量	本県で生産されるエコフィードの約4割は、県産農産物の加工残さを原料としており、そこから排出されるエコフィードの原料が減少したため。	資源の有効利用を図り、環境の負荷を軽減する持続可能な産業の推進のため、引き続き、環境指標として設定することが適当

イ 次に、施策の進捗状況を測る環境指標の達成状況は、次のとおりです。

○施策の進捗状況を測る指標【14指標（うち再掲2指標）】

No.	基本目標	基本方針	環境指標				目標達成率	
			項目	計画策定時	現状値	目標		
1	I かけがえのない環境の保全	① 安全で良好な生活環境の保全	汚水処理人口普及率	75.3% (H26)	79.2% (H30)	86.1% (R4)	92%	
2			公共施設等の雨水・再生水利用施設数	71件 (H25)	77件 (H29)	現状より増加 (R1)	108%	○
3			民有保安林の指定面積	108,823ha (H26)	109,384ha (H30)	109,702ha (H30)	99.7%	
4	① 地球温暖化対策の推進と低炭素社会の実現		LED信号機の設置率	46.6% (H27)	58.4% (H31)	61.0% (R2)	96%	
5			ノーマイカー通勤登録者数	3,363人 (H26)	3,266人 (H30)	現状より増加 (R1)	97%	
6			地球温暖化防止活動推進員数	56人 (H27)	51人 (R1)	100人 (R1)	51%	
7	II 目指すべき3つの社会の実現	② 環境への負荷が少ない循環型社会の実現	資源循環優良モデル認定件数	122モデル (H26)	133モデル (H30)	現状より増加 (R1)	109%	○
8	③ 生物多様性の保全と自然共生社会の実現		特定希少野生動植物保護区の指定数	6地区 (H26)	6地区 (R1)	8地区 (R1)	75%	
9			民有保安林の指定面積（再掲）	108,823ha (H26)	109,384ha (H30)	109,702ha (H30)	99.7%	
10			農地や農業用水などの保全活動に取り組む面積	14,800ha (H26)	15,874ha (H30)	22,700ha (H30)	70%	
11	III 未来を支える人づくり・しくみづくり	① 未来へつなぐ環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進	環境教育・学習参加者数	22,659人 (H26)	15,321人 (H30)	現状より増加 (R1)	68%	
12			環境マスター派遣回数	31回 (H26)	52回 (H30)	50回 (R1)	104%	○
13		② 未来を支える環境・経済・社会の調和	資源循環優良モデル認定件数（再掲）	122モデル (H26)	133モデル (H30)	現状より増加 (R1)	109%	○
14			愛媛県特別栽培農産物等認証制度（エコえひめ）農産物取組面積	917ha (H27)	928ha (H30)	940ha (R2)	99%	

施策の進捗状況を図る指標（14指標）では、再掲を除く12指標のうち、3指標で目標を達成しており、未達成のうち、ほぼ目標を達成したもの（目標達成率90%以上）は5指標（うち、目標期限未到来3指標）で、残り（目標達成率90%未満）は、4指標となっています。

施策の進捗状況を測る指標の未達成の理由及び課題等は、次のとおりです。

○施策の進捗状況を測る指標の未達成の理由及び課題等

環境指標の項目	未達成の理由	課題等
1 汚水処理人口普及率	△目標期限未到来（R 4）	汚水処理人口普及率は上昇しているが、現状は、全国平均を下回っており、水環境の保全のため、引き続き、環境指標として設定することが適当
2 公共施設等の雨水・再生利用施設数	○（達成）	雨水・再生利用を推進するため、引き続き、環境指標として設定することが適当
3 民有保安林の指定面積	平成30年7月豪雨災害の影響により、一部指定を解除したため。	水源かん養機能の維持増進を図るため、引き続き、環境指標として設定することが適当
4 LED信号機の設置率	△目標期限未到来（R 2）	電力消費量の軽減に向け、引き続き、指標として設定することが適当
5 ノーマイカー通勤の登録者数	○（達成）	同上
6 地球温暖化防止推進活動員数	地球温暖化防止活動推進員は、地球温暖化の防止に向けた活動に対する熱意と識見を有し、県等の事業に協力できる者を対象としているが、広く知見を有し、かつ自主的なボランティアで活動ができる方に限られるため。	引き続き、環境指標として設定することが適当 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 地球温暖化対策の推進のためには、行政のみならず、県民が主体的に取組みを進めることが重要であり、その核となる地球温暖化防止活動推進員の数を増加していくことが必要である。 </div>
7 資源循環優良モデル（スゴeco）認定件数	○（達成）	引き続き指標として設定することが適当 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 他の模範となる新たな優良モデル認定件数の増により、企業の3Rの取組やリサイクル製品の販路拡大、県民の認知度向上が図られ、循環ビジネスの振興につながる。 </div>
8 特定希少野生動植物保護区の指定数	指定に向けた指定区域の範囲の検討や、生息状況等の調査を継続して続けているため。	生物多様性の保全のため、引き続き指標として設定することが適当
9 民有保安林の指定面積（再掲）	（再掲）	整備されていない民有林があり、生物多様性を図る指標として適当でないことから、別の指標に見直しが必要
10 農地や農業用水などの保全活動に取り組む面積	農業従事者の減少や高齢化によるため。	農地における自然環境の保全を図るため、引き続き、指標として設定することが適当
11 環境教育・学習参加者数	平成30年7月豪雨災害の影響により、エコハウスの利用者や環境大学の受講者が減少したため。	環境問題に対する知識の習得は、一層重要となることから、引き続き、指標として設定することが適当
12 環境マイスター派遣回数	○（達成）	環境問題に対する知識の習得は、さらに重要となることから、引き続き、指標として設定することが適当
13 資源循環優良モデル（スゴeco）認定件数（再掲）	（再掲）	（再掲）
14 愛媛県特別栽培農産物等認証制度（エコえひめ）農産物取組面積	△目標期限未到来（R 2）	環境と調和した農業の推進のため引き続き、指標として設定することが適当

(2) 本計画の方向性

本計画の環境指標については、第二次計画に引き続き、①施策の目標達成にとって特に重要となる指標、②取組の成果が明確に反映できる指標等に厳選するとともに、新たな施策も踏まえ、計画期間において取組の検証が可能となるものを選択し、分かりやすい計画の進行管理に資するものとなるよう留意しました。

3 県民の環境意識

本計画の策定に当たり、環境に対する県民の意識を調査・把握し、計画に反映させるため、令和元年8月から9月にかけて、環境に関する県民意識調査を実施しました。

ここでは、調査結果のうち主なものについて取り上げます。

(1) 生活環境

- 生活環境の保全のための重要な取組について、「大気汚染の環境基準の達成」と答えた人の割合が42.5%、「海や川などの水質にかかる環境基準の達成」が36.5%、「工場、事業場からのばい煙、排水処理等の適正化」が32.5%、「生活排水対策の推進」が32.3%、「微小粒子状物質(PM2.5)対策」が30.0%となっており、水質や大気汚染防止に対する関心が高くなっています。

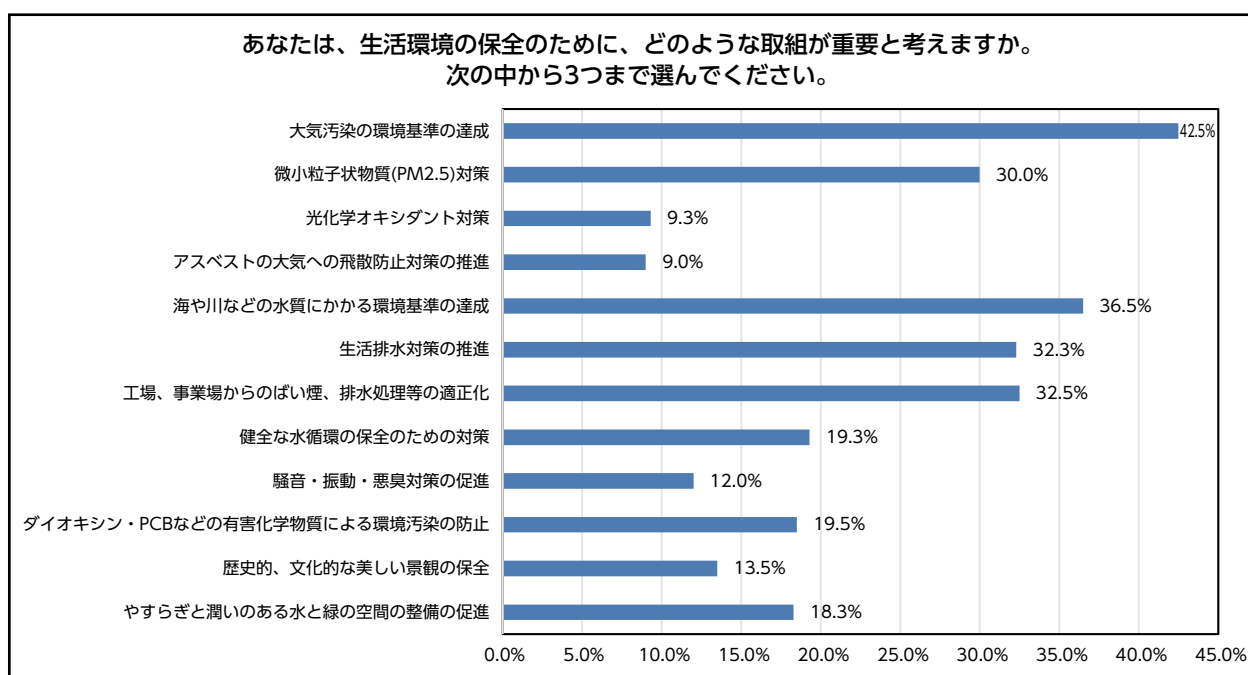


図2 生活環境の保全のための取組

(2) 地球環境

- 関心のある環境問題として「地球温暖化問題」と答えた人の割合が74.5%と最も高くなっており、県民が地球温暖化問題に対して非常に高い関心を持っていることがうかがえます。
- また、地球環境の保全のための重要な取組については、「太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入等の促進」と答えた人の割合が49.5%、「家庭や自動車等からの温室効果ガス排出量削減対策の推進」が47.3%、「事業活動における温室効果ガス排出量の削減対策の推進」が40.8%、「二酸化炭素吸収源として

の森林整備、都市緑化等の推進」が39.8%となっており、地球温暖化防止のため県民総ぐるみで様々な取組を実施していくことが重要と考えていることがうかがえます。

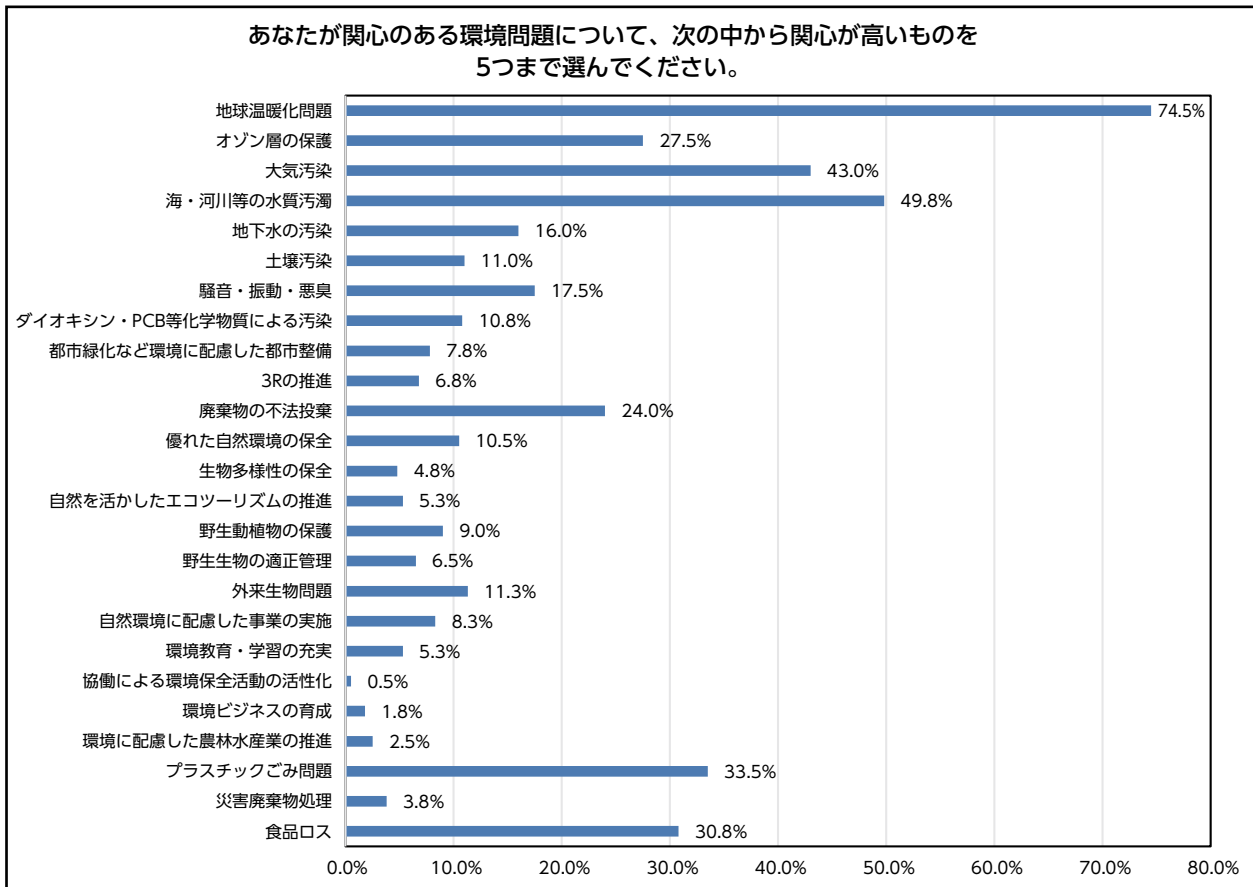


図3 県民の環境問題への関心

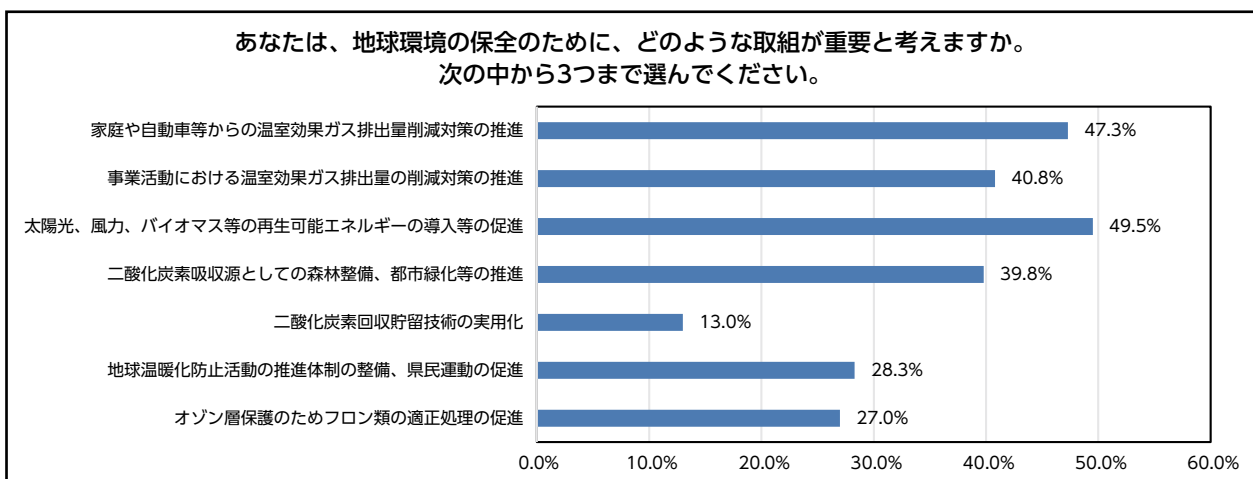


図4 地球環境保全のための取組

(3) 廃棄物・リサイクル

- 循環型社会構築のための重要な取組について、「食品ロスの削減等による家庭ごみの減量化、リサイクルの推進」と答えた人の割合が64.8%、「廃棄物の不法投棄防止対策の強化」が36.0%、「リサイクル製品の利用促進など資源循環ビジネスの振興」が32.0%、「廃棄物の減量化や新たなリサイクル技術の研究開発」が31.5%、「ごみを適正に処分するための焼却施設や処分場等の整備」が30.5%となっています。

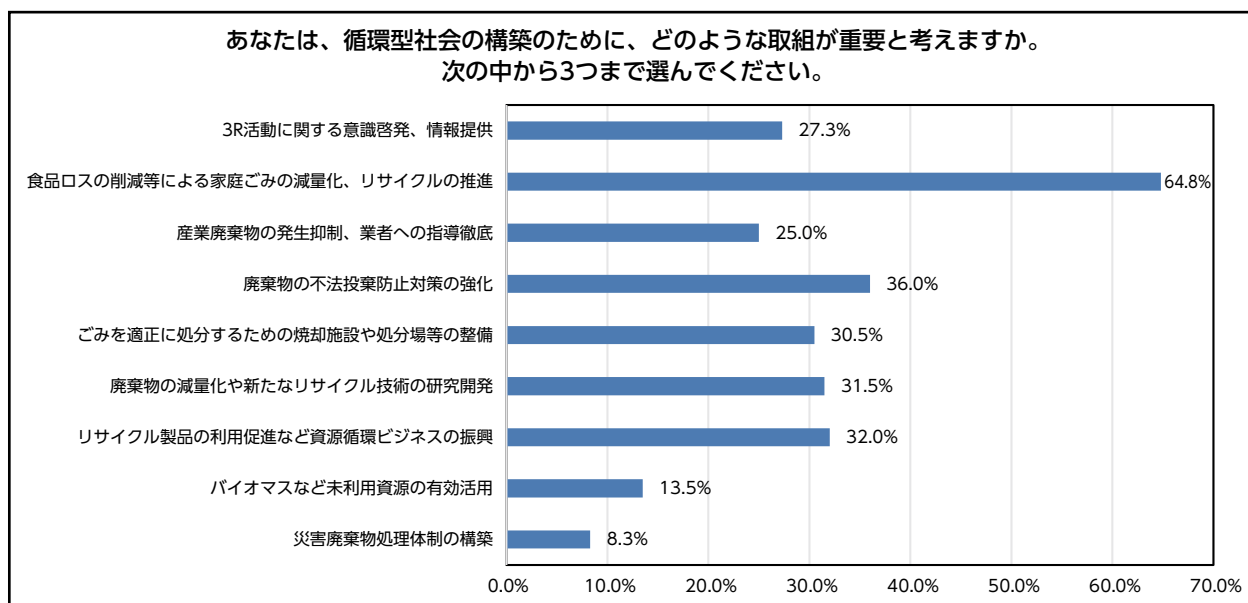


図5 循環型社会構築のための取組

(4) 自然環境と生物多様性

- 県民意識調査では、自然環境及び生物多様性の保全のための重要な取組について、「自然保護意識の普及啓発」と答えた人の割合が36.3%、「里地・里山・里海の保全、再生のための農林水産業の活性化」が27.5%、「外来生物対策の推進」が25.0%、「環境に配慮した公共事業の実施」が24.3%となっています。

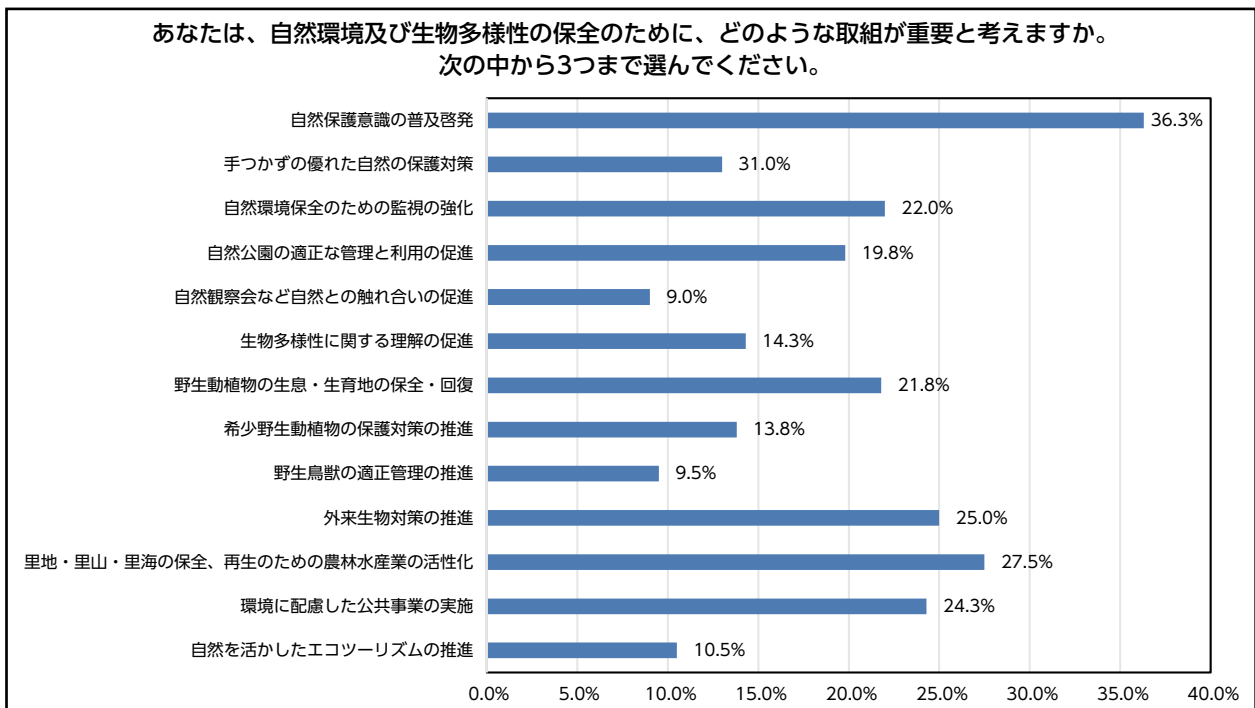


図6 自然環境及び生物多様性保全のための取組

(5) 環境教育・学習と環境保全活動

- 環境に関する関心について、「非常に関心がある」と答えた人の割合が10.3%、「ある程度関心がある」が56.8%となっており、多くの県民が環境に関心を持っています。
- 一方、日常生活で環境に配慮した行動をしているかどうかについては、「十分行動している」と答えた人の割合が3.8%、「行動している」が49.3%で合わせて53.1%となっており、関心を持っている人のすべてが環境に配慮した行動をしているわけではないことがうかがえます。
- また、環境保全活動への参加と協働を促進するための重要な取組については、「学校教育における環境教育・学習の充実」と答えた人の割合が61.0%と最も高く、次いで「生涯学習における環境教育・学習の充実」が45.8%、「環境に関する情報の充実」が38.3%、「環境教育・学習の拠点の整備」が29.8%となっており、環境教育・学習の充実を重要と考えている人が非常に多くなっています。

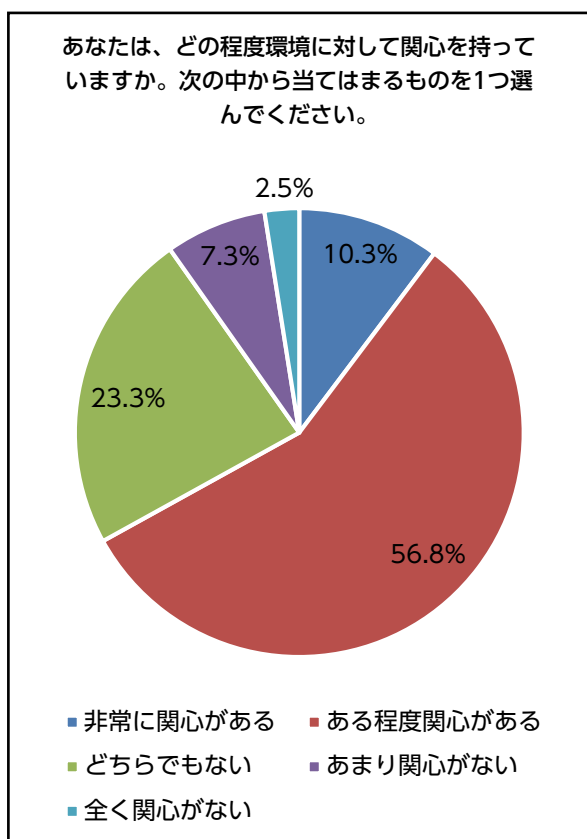


図7 県民の環境に関する関心

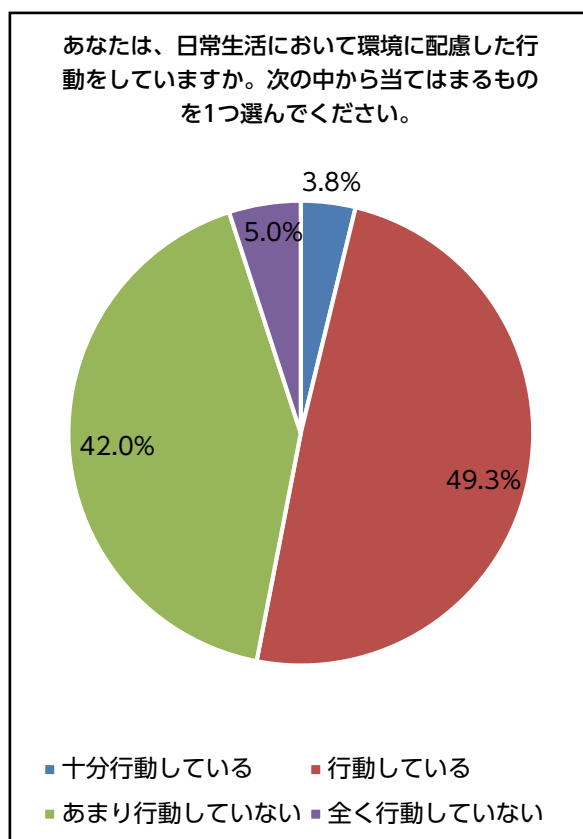


図8 環境に配慮した行動

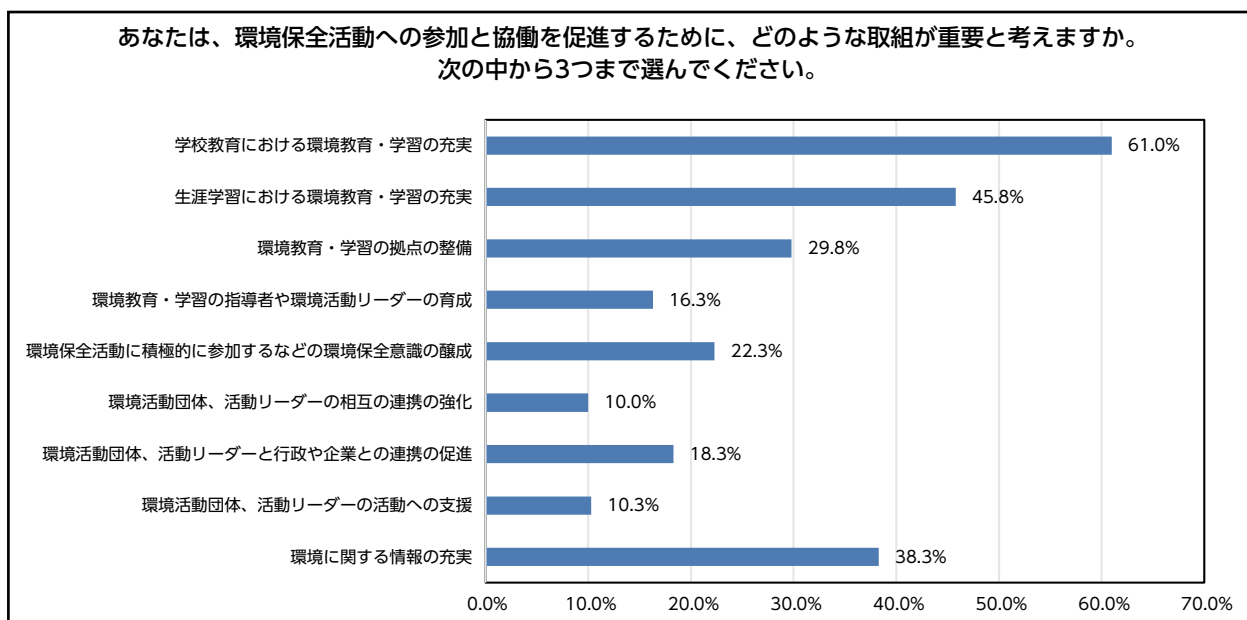


図9 環境保全活動への参加と協働を促進する取組

(6) 環境と経済

- 環境と経済が好循環する社会を創造するための重要な取組について、「事業者の環境分野における社会的責任活動の定着の促進」と答えた人の割合が46.5%、「事業者への環境マネジメントシステムの普及促進」が44.5%、「環境保全に関する研究開発への支援」が42.5%、「環境関連ビジネスの創出と起業化への支援」が40.8%の順になっています。

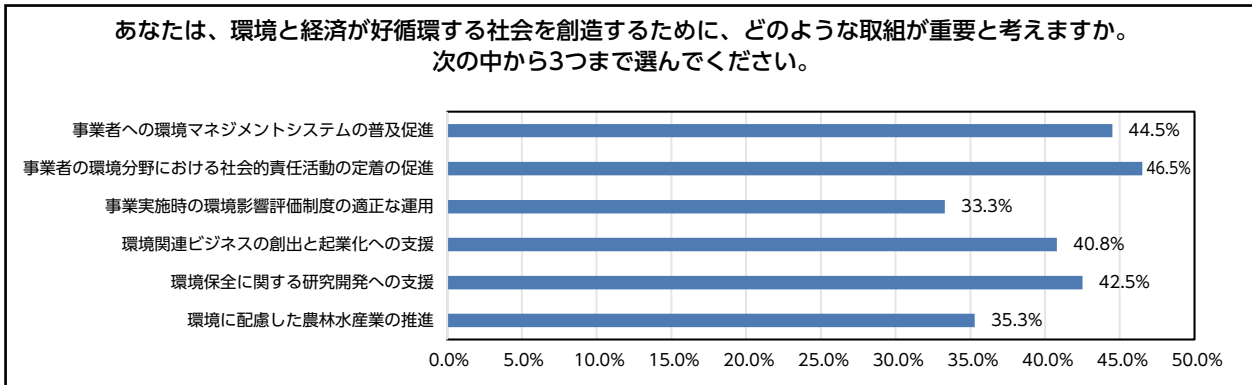


図10 環境と経済が好循環する社会の創造のための取組

(7) SDGs

- SDGsについて、「存在自体を知らない」と答えた人の割合が76.8%と、いまだ多くの県民に浸透していないことがうかがえます。

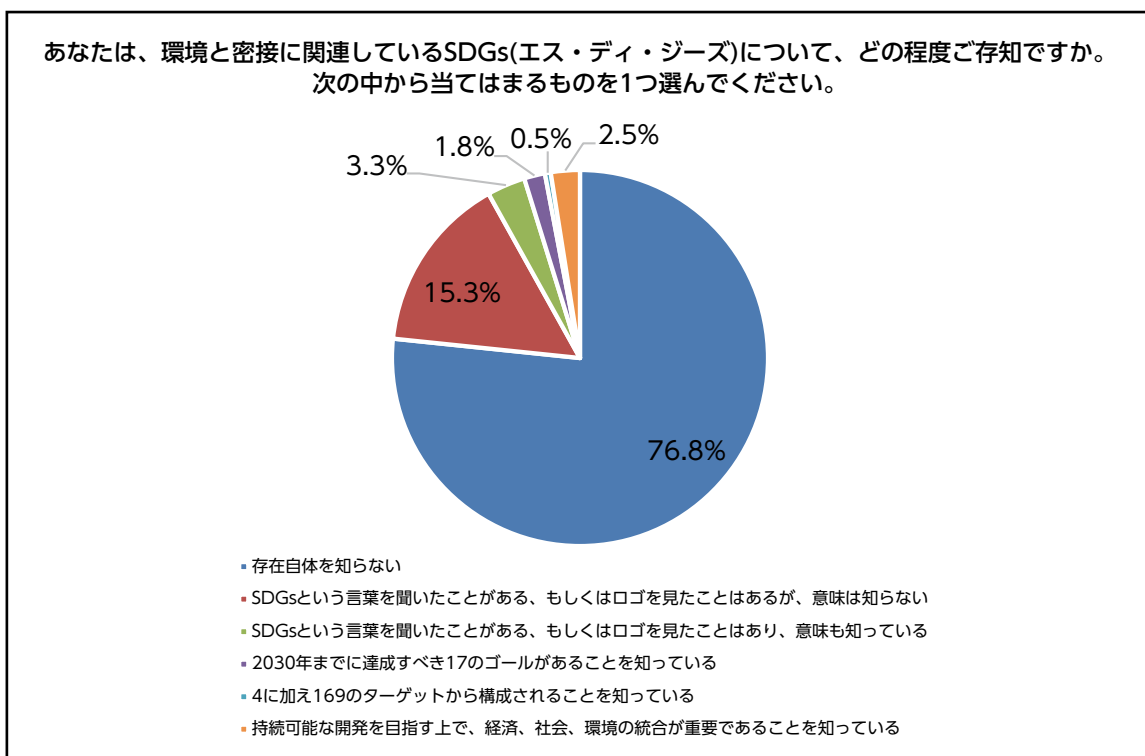


図11 県民のSDGs認知度

(8) まとめ

- 「県民の環境問題への関心」として「地球温暖化問題」が、前回調査と比べて13.1%増加しており、さらに多くの県民が地球温暖化問題へ関心をもつようになったことがうかがえます。

また、「地球環境保全のための取組」として「太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入等の促進」や「家庭や自動車等からの温室効果ガス排出量削減対策の推進」が必要と考えられています。

以上のことから、地球温暖化問題については、前計画と比べてより多くの施策を取り入れます。

- また、6月に開催されたG20大阪サミットで共有された「大阪・ブルーオーシャン・ビジョン」等をきっかけに関心が高まったことなどから、「県民の環境問題への関心」として「プラスチックごみの問題」と答えた人の割合が33.5%となっています。

海洋プラスチックを中心とするプラスチックごみの問題は、自然豊かな本県にとって重要な課題であり、積極的な施策展開を図ります。

4 愛媛の環境を取り巻く課題

(1) 生活環境

- 本県の大気、水、土壌などの生活環境は、これまでの公害防止対策や発生源に対する規制などにより、環境基準の達成率や規制基準の遵守状況は大きく改善が図られ、現在はおおむね良好な状況となっています。

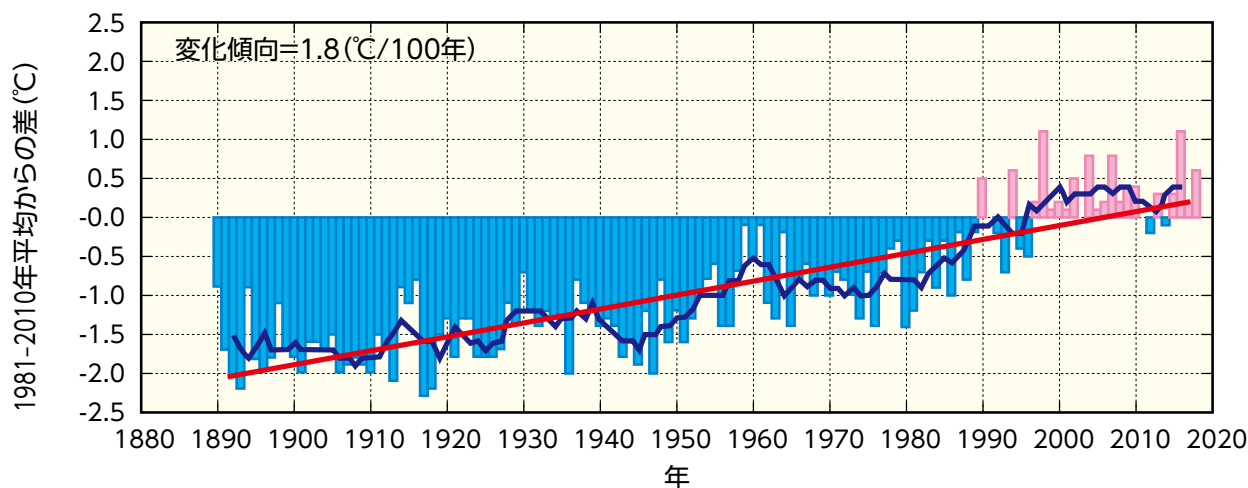
〈今後の課題〉

- 今後も、大気、水質、土壌、騒音などの環境基準が達成されるとともに、振動、悪臭などの規制基準が遵守されるよう、監視と的確な情報提供、適切な指導の実施等が求められています。
- 特に今後、経年劣化により石綿を使用した建築物等の解体作業が増加することが予想されており、石綿の飛散防止対策の徹底が求められています。
- 一方、PM2.5や光化学オキシダントの環境基準の達成率は依然として低く、大陸からの越境汚染の影響もあることから、引き続き適切に監視を実施するとともに、的確な情報提供が求められています。
- 人や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質は、最新の科学的知見に基づいて、国や専門機関等と連携し、適正に管理する必要があります。
- 限られた資源である水は、私たちの暮らしや経済活動を支える基本的な資源であり、安全で良質な水の安定供給や適切な排水処理が求められています。
- 本県を取り囲む瀬戸内海は、温暖な気候と資源に恵まれ、古くから県民の生活、文化と密接な関係を持ち、自然の恵みを提供してきました。こうした恵みを県民が等しく享受し、次の世代に継承していくためには、本県だけでなく、海域沿岸の住民等との協力によって、瀬戸内海の環境保全に関する取組を展開していく必要があります。
- また、本県には、歴史的・文化的な町並みや農村景観など、地域特有の美しい景観が残されており、これらの資源の保存と有効活用、水辺や緑空間の積極的な整備が求められています。

(2) 地球環境

- 2016（平成28）年度における県内の温室効果ガス排出量は、再生可能エネルギーの導入拡大や伊方発電所3号機の再稼働等によって、発電に伴う排出量が減少したことなどから、基準年である2013（平成25）年度の排出量と比較して13.9%減少しました（森林吸収分除く）。
- 県では、「愛媛県地球温暖化対策実行計画」（令和2年2月策定）において、国の

地球温暖化対策計画における温室効果ガス排出量の削減目標（2030年度に2013年度比で26.0%削減）を踏まえた県の削減目標として、2030年度に2013年度比で27.0%削減する中期目標を掲げるとともに、長期目標として、2050年に温室効果ガス排出実質ゼロの「脱炭素社会」を目指しています。



※青線は偏差の5年以内の移動平均、赤線は長期変化傾向を示す。

図12 年平均気温の経年変化（松山地方気象台）

【資料】松山地方気象台ホームページ「愛媛県の気候変動」

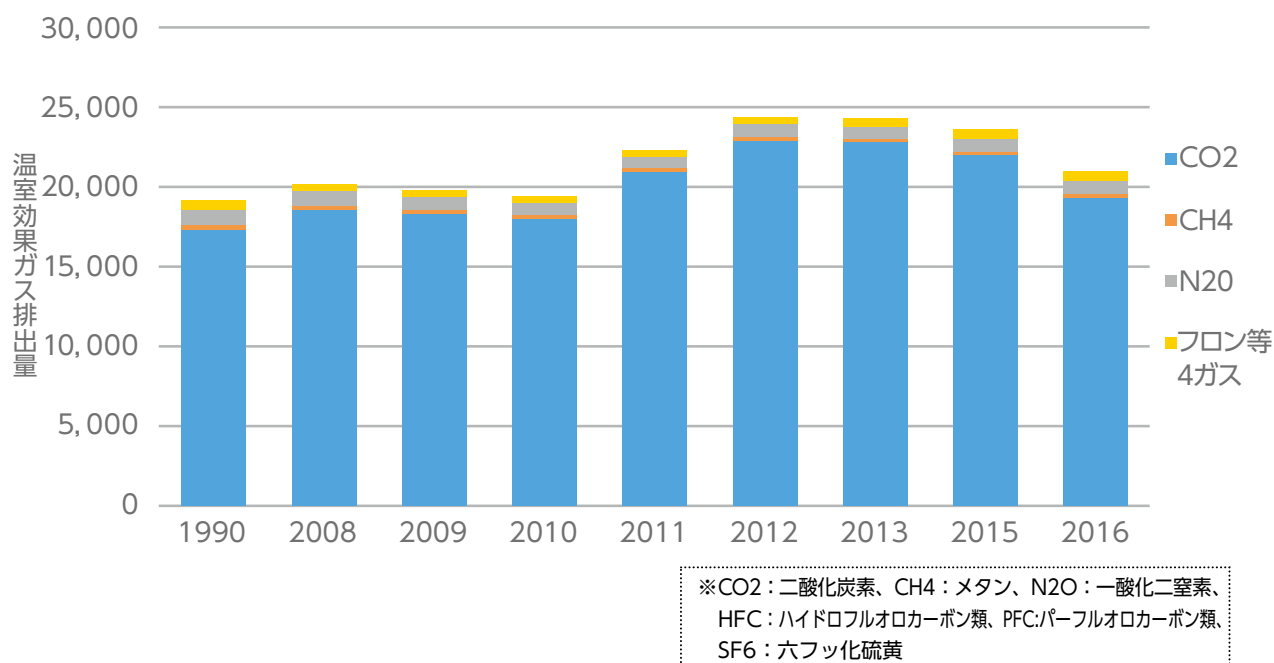


図13 愛媛県の温室効果ガス総排出量の推移

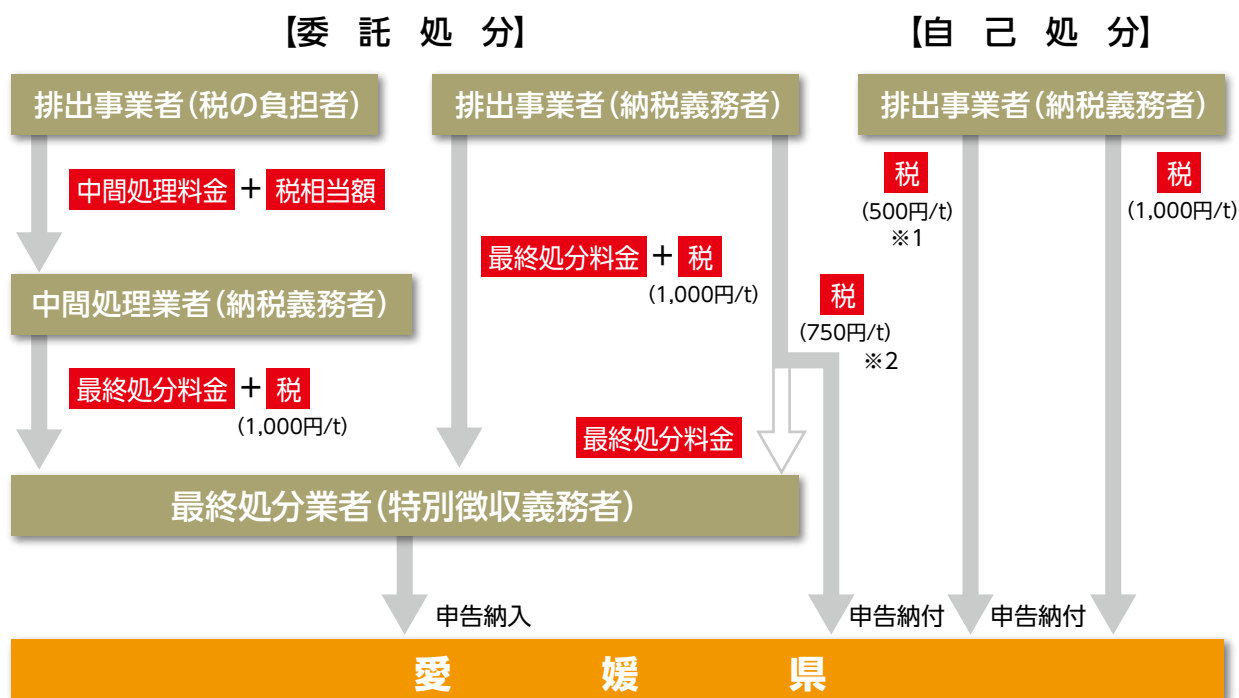
【資料】愛媛県環境政策課

<今後の課題>

- 東日本大震災以降の火力発電所の稼働増による発電に伴う温室効果ガス排出量増加の影響は非常に大きく、再生可能エネルギーなど非化石エネルギーへの転換を一層進める必要があります。
- 事務所、店舗、公共施設等の民生業務部門では、オフィスのOA化の進展、コンビニエンスストアや郊外型の大型ショッピングセンター等の商業施設の増加等によって排出量が増加しており、事業者等による一層の省エネ化の取組が求められています。
- また、家庭部門では、世帯数の増加や家電製品の多様化・複数化等によって排出量が増加しており、再生可能エネルギーの活用も含めた低炭素ライフスタイルへの転換が求められています。
- 地球温暖化対策は、地球規模での国際協力を通じた取組がなければ解決できない問題です。しかし、その取組は私たち一人ひとりの行動にかかっており、自らが積極的に地球温暖化対策に取り組んでいくことが重要です。
- 地球温暖化対策では、再生可能エネルギーや省エネルギー施設の導入等によって温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化の進行を食い止める、また、温室効果ガスの吸収を促進するための森林などの吸収源対策を推進する「緩和策」が重要です。一方、地球温暖化は進み、その影響と考えられる変化や異変が世界各地で認められており、今後は、「緩和策」に加えて、こうした悪影響を極力軽減するための「適応策」を車の両輪として取り組んでいく必要があります。
- また、オゾン層保護のため、フロン類の排出抑制等にも着実に取り組む必要があります。

(3) 廃棄物・リサイクル

- 県では、循環型社会の構築に向けた各種の施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成29年3月に策定した「第四次えひめ循環型社会推進計画」に基づき、3Rの推進や廃棄物の適正処理の確保など幅広い施策の展開に努めています。
また、産業廃棄物については、平成19年4月から「資源循環促進税」を導入し、排出抑制や減量化、リサイクルその他の適正処理の促進を図っています。



- ※1 自らが設置する専門の最終処分場において自己処分する場合
 ※2 他者が設置する最終処分場の設置費用を負担した当該処分場において委託処分する場合(新たな軽減措置)
 (軽減措置の適用には要件があります。)

図14 資源循環促進税の概要

【資料】愛媛県循環型社会推進課

<今後の課題>

- 平成29年度の本県の県民1人1日当たりのごみ排出量は902gで、減少傾向にあります。引き続きごみの排出抑制に努めていく必要があります。

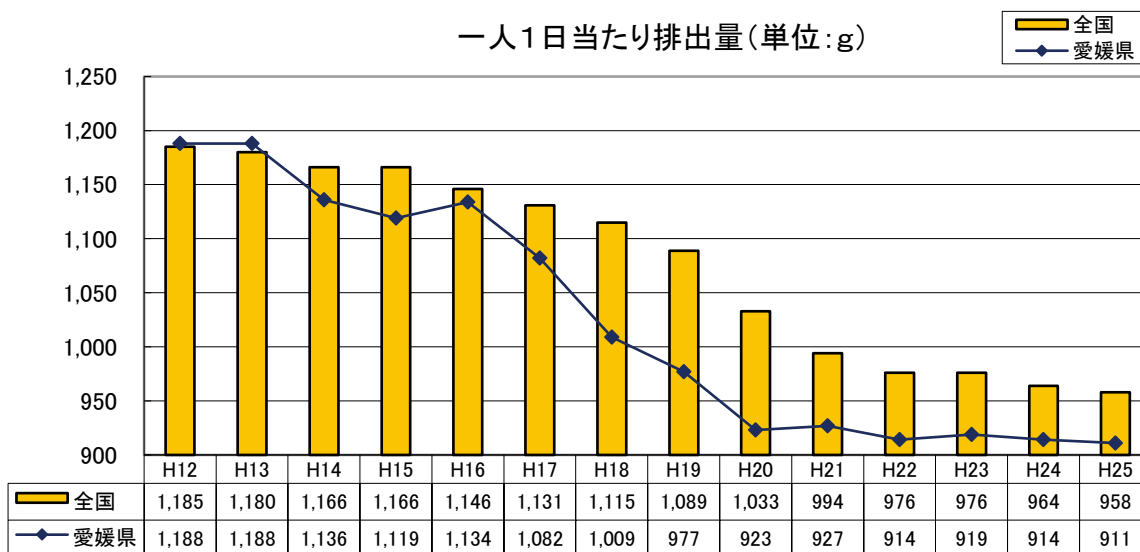


図15 愛媛県の県民1人1日当たりのごみ排出量の推移

【資料】愛媛県循環型社会推進課

- 廃棄物の処理に伴う環境負荷をできる限り低減するため、適正処理を確保するとともに、不法投棄等の不適正処理の防止を徹底する必要があります。
- 廃棄物を資源として有効活用するため、新たなリサイクル技術や製品・サービスの開発と普及を促進する必要があります。
- 東日本大震災や平成30年7月豪雨災害等でも問題となった大量の災害廃棄物の発生を踏まえ、大規模地震等の災害発生時に迅速かつ適切な処理ができるよう、あらかじめ備えておくことが必要です。
- プラスチックごみによる海洋汚染が深刻化する中、愛媛の美しい海を次世代に引き継ぐとともに、石油資源の消費を抑制した循環型社会づくりを推進していくため、令和元年度中に策定する「えひめプラスチック資源循環戦略」に基づき、県・市町、企業、県民等が、主体的かつ積極的に連携、協働して取組を進め、効果的な発生抑制対策や不適正な処理の防止を図っていく必要があります。
- 本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品ロスを削減するため、県・市町が連携して実施施策や体制等について検討を進め、「もったいない」の精神を活かした県民総参加による運動を今後一層加速していく必要があります。

(4) 自然環境と生物多様性

- 本県は、西日本最高峰の石鎚山を中心に連なる山々や多島美を誇る瀬戸内海、変化に富んだ宇和海のリアス式海岸など、豊かな自然環境に恵まれるとともに、それぞれの地域で多様な生態系が築かれています。
- 「生物多様性基本法」においては、都道府県及び市町村による「生物多様性地域戦略」策定の努力義務が規定されていることから、県では平成23年12月に中国四国地方で初めて「生物多様性えひめ戦略」を策定し、生物多様性の保全と管理、生物多様性の恵みの持続可能な利用、多様な人々の連携・協働を目標として、各種施策に取り組んできました。平成29年2月には、戦略策定から5年を経過することから、社会経済状況やこれまでの成果を踏まえ課題を検証するとともに、各分野の有識者等からの意見を反映した「第2次生物多様性えひめ戦略」に改定し、着実かつ効果的な施策の推進に取り組んでいます。
- 平成26年10月に発行した「愛媛県レッドデータブック2014」では、1,773種が掲載され、前回の「愛媛県レッドデータブック2003」の掲載種数から431種が増加しています。増加の要因として、新たな分類群の追加や県独自のカテゴリーの定義変更によるものもありますが、生息・生育環境の悪化の影響も否定できません。

愛媛県レッドデータブック掲載種数一覧

(単位：種)

分類群	絶滅 (EX) (EW)	IA類 (CR)	IB類 (EN)	I類 合計	II類 (VU)	絶滅危 惧種 合計	準絶滅 危惧 (NT)	情報 不足 (DD)	合計	全種数	合計/ 全種数	要注意 (AN)
		I類(CR+EN)										
哺乳類	2	1	1	3	10	13	2	1	18	60	30%	
鳥類		10		10	32	42	18	8	68	336	20%	
爬虫類		1		1	1	2	2	7	11	18	61%	
両生類		3		3	3	6	4	4	14	18	78%	
淡水魚類	2	4	3	7	12	19	13	16	50	198	25%	1
昆虫類	8	5	2	43	63	106	108	67	289	8,010	4%	56
クモガタ類・多足類等							12	2	14	1,078	1%	8
陸・淡水産貝類		33		33	9	42	10	3	55	2,381	4%	
海産貝類	6	12		12	10	22	4		32			
甲殻類		5		5	1	6	11		17	191	9%	4
海岸動物		3		3		3	2		5	97	5%	
高等植物	8	142	250	392	213	605	101	150	864	3,682	23%	
コケ類		34		34	22	56	6	1	63	618	10%	2
藻類	1	20		20	6	26	3	22	52	477	11%	
地衣類		25		25	17	42	11	28	81	328	25%	
高等菌類	1	19		19	18	37	13	18	69	1,247	6%	
合計	28			610	417	1,027	320	327	1,702	18,739	9%	71

※全種数は愛媛県野生動植物目録2013から引用した。

※甲殻類の種数は分科会ごとの一覧表の「クモガタ類・多足類等」および「海岸動物」から抽出したものである。

【資料】愛媛県レッドデータブック2014

<今後の課題>

- 豊かな生態系を育む自然公園などの優れた自然環境を「人と自然の豊かな触れ合いの場」として有効に活用するための整備や、「希少な野生動植物の生息・生育の場」として保全するための対策を推進する必要があります。
- 生物多様性(生態系・種・遺伝子)を将来にわたって保全するため、生息・生育環境の保全や回復などによる希少動植物の保護、増えすぎた野生動植物の適正な管理や外来生物対策などの必要があります。
- 在来種であっても、異なる地域に分布しているものは遺伝的な違いがあることから、他地域の自然生態系への安易な移出は、地域独自に進化した集団に対して遺伝的かく乱を生じさせるおそれがあるため、注意する必要があります。
- 生物多様性の保全に取り組むため、県民、NPO等民間団体、農林水産業者、企

業等事業者、教育機関、行政等の多様な主体が連携・協働し、それぞれの役割や活動の継続・発展を図るためのネットワークの構築や人材育成に努める必要があります。

- 人と自然との共生関係を構築するため、自然との触れ合いの推進を図る必要があります。
- 気候変動による従来の動植物の生息・生育適地の変化、外来種の定着等の影響を踏まえ、地球温暖化防止等対策を着実に推進する必要があります。
- 県内に侵入、定着の恐れのある外来生物の新たな侵入や拡大を未然に防ぐため、市町及び関係機関との連携を図り、水際での防除を行うとともに、「入れない」「捨てない」「広げない」の外来生物三原則の普及啓発を図る必要があります。
- 近年、ニホンジカやイノシシなど一部の鳥獣については、急速に生息数が増加するとともに、生息域が拡大し、その結果、自然環境や農林水産業、生活環境への被害が拡大・深刻化しています。このため、従来の鳥獣の保護だけでなく、鳥獣の適正な管理についても対応が求められています。
- これまで人々の生活と調和しながら維持されてきた里地・里山・里海は、食料を安定的に供給する基盤としての機能に加え、豊かな自然環境の保全や多様な文化・社会の形成といった多面的機能を有していますが、近年の担い手不足や耕作放棄地の増加などにより、こうした機能の維持が困難になってきています。

(5) 環境教育・学習と環境保全活動

- 持続可能な社会を構築するためには、県民・企業・NPO・行政等の多様な主体が適切な役割を果たせるよう、自ら考え、解決する能力を身に付け、自ら進んで環境問題に取り組んでいくため、環境教育・学習を充実させ、環境保全活動を促進していくことが重要です。
- これまで、身近な生活環境の保全には、各地域の地縁によるコミュニティが大きな役割を果たしてきましたが、人口減少や高齢化等の進行による担い手不足で、地域コミュニティの活力の低下が懸念されています。一方、地域における環境保全活動の担い手として、環境保全活動を行うNPOや事業者などの活動が盛んになってきています。

<今後の課題>

- 子どもから大人まですべての世代が、身近な生活環境から地球環境に至るまで、環境問題に対する正しい知識を身に付け実践できるよう、体系的な環境教育・学習を推進していくことが求められています。特にESDの視点を取り入れることによって、単なる知識の習得や活動の実践にとどまらず、日々の取組の中に持続可能

な社会の構築に向けた概念を取り入れ、問題解決に必要な能力・態度を身に付けるための工夫を継続していくことが必要です。

- 環境教育・学習や環境保全活動を推進するためには、単独の主体では限界があります。このため、県民、NPO、学校、企業、行政等が対等の立場で相互に協力して取り組む協働取組の促進が求められています。
- 県民の環境意識の高揚を図り、環境保全のための人づくりを進めるためには、環境に関する情報提供を一層進めるとともに、それぞれの地域において、率先した行動者となり、指導者となり、環境保全活動に取り組む各主体をコーディネートできる環境活動リーダーを養成していく必要があります。
- 地域環境活動グループ等による環境問題に関する学習会等に、要請に応じて講師として派遣するため、環境に関する専門的な知識や経験を有する「愛媛県環境マイスター」の発掘・育成を進めていく必要があります。

(6) 経済、社会の変化と環境への影響

- 本県も、出生率の低下や人口の県外流出等によって人口減少と少子高齢化が進んでおり、このことが過疎化による地域コミュニティの衰退や地域経済の縮小を招いています。また、このことは、地域における環境保全の担い手を失わせ、耕作放棄地の増加や里地・里山・里海の荒廃、鳥獣被害の増加といった環境問題の要因ともなっています。
- 県では、人口減少に歯止めをかけ、県内の活力の維持・向上を図るため、「愛媛県人口ビジョン」と「愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地域経済の活性化や少子化対策等に取り組むこととしています。
- 環境問題が経済・社会問題と密接に関係していることを踏まえ、私たちの経済社会活動等に環境への配慮を織り込むとともに、環境保全の取組が経済・社会問題の解決にも資するよう効果を発揮させ、環境・経済・社会の調和を図っていくことが重要です。

<今後の課題>

- 環境・経済・社会の調和を図るためには、各主体が行動するうえで、常に環境への配慮に心掛けることが求められています。また、こうした環境配慮の取組が適切に評価されることが必要です。
- 特に経済活動においては、製造業など第2次産業はもとより、農林水産業などにおいても、省資源、省エネルギーの徹底など環境に配慮した活動が一層求められます。さらに、社会的責任（CSR）の一つとして、事業の枠を超えた環境保全への積極的な取組が求められています。

- 大規模開発事業による環境への影響を回避、低減するため、適切な環境影響評価制度の運用が求められています。特に計画の早い段階から事業への環境配慮を促し、環境への影響を未然に防止するよう取り組むことが求められています。
- 自然環境など地域資源の活用を通じた環境への取組が地域課題の解決に結び付く可能性を秘めていることを踏まえた発想の転換により、「環境・経済・社会の統合的向上」を目指すことが求められています。

第3章 計画の方向性

1 目指すべき将来像

県ではこれまで、第二次計画に掲げた「つなごう未来へ『^{えがお}愛顔あふれる持続可能なえひめ』」を目指して、環境の保全に係る各種施策を計画的に実施してきましたが、地球温暖化、資源の枯渇、生物多様性の減少など、環境問題はますます深刻化しています。

一方、人口減少や高齢化、グローバル化が急速に進み、本県においても過疎化や地域コミュニティの衰退、地域経済の縮小等の経済・社会問題が深刻さを増しており、このことが例えば里地里山の荒廃や鳥獣被害の増加といった環境問題にも結びついています。

このように、現在の環境問題は経済・社会問題とも密接に関係していることから、その解決には、環境と経済・社会が調和し統合的に向上できるよう、私たちの行動やライフスタイルを変革させていくことが重要です。

健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、更に豊かで快適な環境を積極的に創造することにより、よりよい環境を将来の世代へ引き継いでいくためには、まずは、私たちを取り巻く環境が人類を含めすべての生命の生存基盤であること、また、私たちの暮らしが環境から多くの恩恵を受けている一方で、環境に対し負荷を与えており、そのことによって環境が損なわれるおそれが生じていることを認識しなければなりません。

そのうえで、すべての主体が常に環境との関係を意識し、自主的かつ積極的に環境の保全に関する行動を取るとともに、各主体がそれぞれの特性や資源を生かした協働に取り組むことによって、環境・経済・社会が調和し、好循環を生み出す「持続可能なえひめ」を創り、「やさしい^{えがお}愛顔」あふれる愛媛を将来の世代へつないでいくことが必要です。

そこで、本計画における「目指すべき将来像」を次のとおりとします。

環境と経済の好循環による「^{えがお}愛顔あふれる持続可能なえひめ」

2 基本目標

「目指すべき将来像」を実現するため、次の3つの「基本目標」を設定します。

基本目標Ⅰ かけがえのない環境の保全

基本目標Ⅱ 目指すべき3つの社会の実現

基本目標Ⅲ 未来を支える人づくり・しくみづくり

I かけがえのない環境の保全

環境は人類の存続の基盤であり、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人類にとって健康で文化的な生活を送るために欠くことのできないものです。

「目指すべき将来像」を実現するためには、まずは私たちの身の回りの環境が健全で私たちにとって安全で快適なものとして保たれるよう、私たち自身が常に環境に配慮した行動を取ることが重要です。

II 目指すべき3つの社会の実現

次に、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へつないでいくうえで、私たちが直面している環境の危機に向き合わなければなりません。それは、大きく分類すると、地球温暖化の危機、資源の枯渇の危機、生態系の危機の3つの危機に分けられます。

私たちはこれらの危機を克服するため、これまでの行動やライフスタイルを変革させ、「低炭素・脱炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の3つの社会の実現に取り組むことが必要です。

III 未来を支える人づくり・しくみづくり

「目指すべき将来像」の実現にあたっては、目指すべき3つの社会が実現されただけではなく、それらが統合的に達成されたうえで、持続可能なものとして次の世代、さらに次の世代へとつないでいけるよう取り組まなければなりません。

そのためには、多様な場での環境教育・学習や県民、事業者、環境活動団体等の主体的な取組を支える人づくり・しくみづくりが重要です。

3 基本方針

3つの「基本目標」を達成するため、次のとおり各目標に「基本方針」を設定します。

I かけがえのない環境の保全

① 安全で良好な生活環境の保全

環境の保全にあたっての原点は、私たちの身の回りの環境を良好な状況に保つことです。

大気、水、土壌といった常に私たちを取り巻いている環境をはじめとする、私たちの生活に直結した環境が常に安全で良好なものであるよう、各種対策に取り組みます。

II 目指すべき3つの社会の実現

① 気候変動対策の推進と低炭素・脱炭素社会の実現

地球温暖化は、現在、地球的規模で取り組むべき最も重要かつ深刻な地球環境問題です。国際的には国連気候変動枠組条約に基づき取組がなされていますが、国はもちろんのこと、地方公共団体、企業、県民・NPOなど様々な主体が積極的に対策に取り組まなければ、解決できる問題ではありません。

このため、本県でも、温室効果ガス排出量が少なく豊かで持続可能な「低炭素社会」の実現を目指し、私たちができる地球温暖化対策に積極的に取り組みます。

さらに、本県が目指す姿として、2050年を目途に二酸化炭素排出実質ゼロとなる「脱炭素社会」を掲げ、既存技術の最大限の活用に加え、今後の脱炭素イノベーションによる革新的技術等の導入促進など、あらゆる取組を通して脱炭素社会の実現を目指します。

② 環境への負荷が少ない循環型社会の実現

私たちが生活や事業活動を営むことは、多くの場合において、天然資源の使用や廃棄物の発生など環境への負荷を生じさせています。

持続可能な社会を実現するためには、経済成長と資源の消費に伴う環境負荷の増加を切り離し、物質の循環の輪を途切れさせることなく、適正に廃棄物を処理する「循環」型のシステムに変えていく必要があります。

このため、廃棄物などの発生抑制、適正な循環的利用の促進、適正な処分の確保等によって、天然資源の消費を抑制し、環境負荷を可能な限り低減する「循環型社会」の実現を目指します。

③ 生物多様性の保全と自然共生社会の実現

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物がかかわりあう生態系から得られる恵み、生態系サービスによって支えられています。しかし、現在、私たちの活動等によって、かつてないスピードで種の絶滅が進むなど、生物多様性の危機を迎えています。

このため、私たちが自然の一部であることを改めて認識し、生物多様性を健全に維持・回復するとともに、次の世代にその恵みを継承していく、人と自然が共生できる「自然共生社会」の実現を目指します。

Ⅲ 未来を支える人づくり・しくみづくり

① 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進

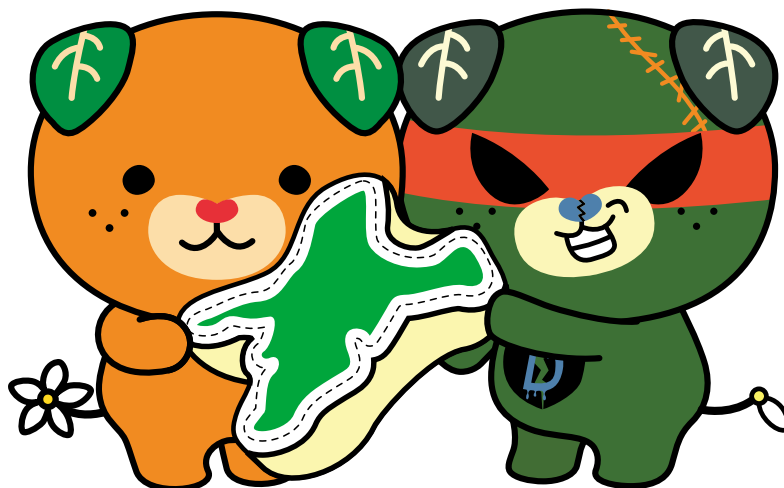
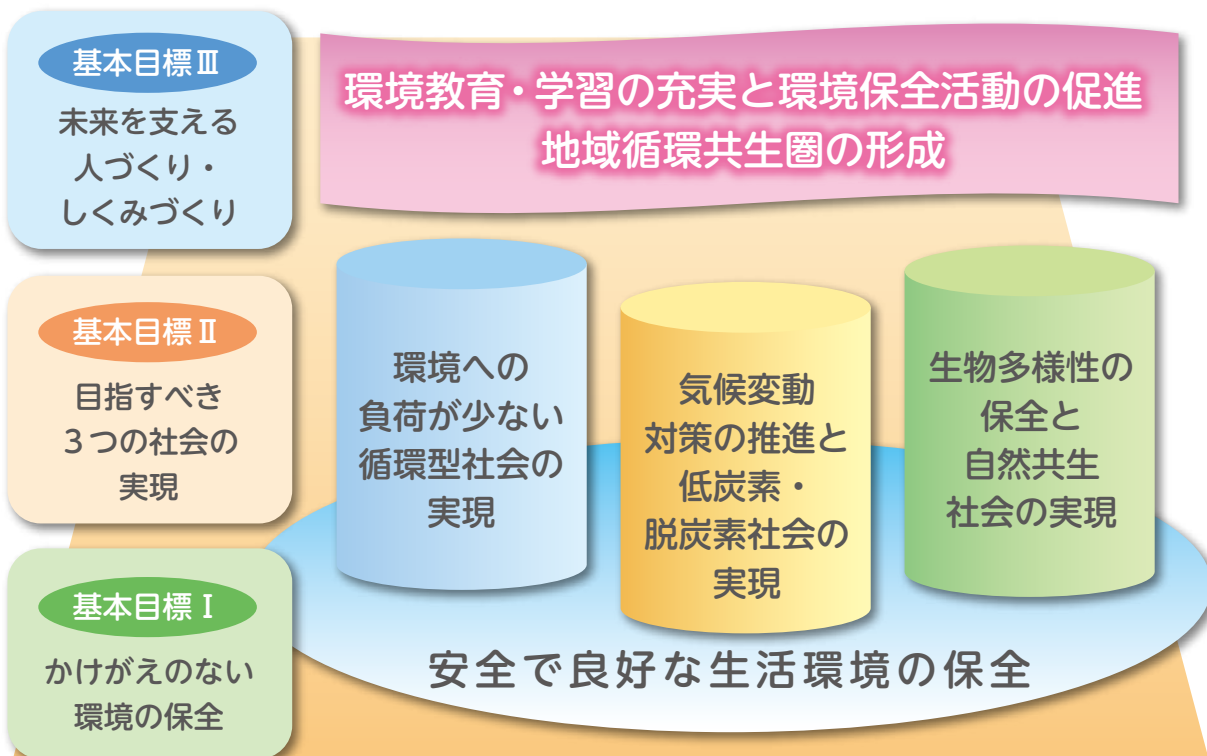
目指すべき3つの社会を統合的に達成し、持続可能な社会を構築するためには、あらゆる主体の環境意識を高め、行動に移していくことが重要です。

このため、学校、地域、家庭、職場など多様な場で私たちが環境に関する正しい知識を学べるよう、環境教育・学習の充実を図るとともに、自主的、主体的な環境保全活動が活発になり、更にお互いの連携・協働によって活動の輪が広がるように取り組みます。

② 地域循環共生圏の形成

従来は、経済社会活動が環境に対して負の影響を与え、一方で、環境が経済社会活動の制約要因として考えられてきました。しかし、持続可能な社会を構築するためには、環境、経済、社会のいずれかの側面だけが優先されるのではなく、環境の課題解決のみならず、経済・社会的課題も同時解決し、統合的な向上を目指す必要があります。

このため、経済社会活動に環境配慮を織り込むとともに、環境ビジネスの創出や環境保全型産業の推進などに取り組むことにより、環境・経済・社会の調和を図ります。



4 施策の体系

設定した6つの「基本方針」に基づき、次のとおり施策を展開します。



5 SDGs（持続可能な開発目標）との関連性

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、平成27年9月25日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択されました。

その中核となる「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs)は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を期限とする17のゴールと169のターゲットで構成されており、環境・経済・社会、三側面の総合的な向上を目標としています。

そこで、本計画では、SDGsの考え方を取り入れ、環境と密接に関係する経済及び社会の総合的な向上による、より持続可能な社会の実現を目指します。

第4章 施策の展開

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

参考資料

I かけがえのない環境の保全

① 安全で良好な生活環境の保全



1 良好な大気、水、土壌環境の保全

(1) 大気環境の保全対策の推進

大気汚染の監視体制の充実や、ばい煙や粉じん、水銀等を排出する工場、事業場への立入検査など適正な指導、光化学スモッグなど緊急時対策の実施などにより、安全で快適な大気環境の保全に努めます。

また、越境汚染が懸念される微小粒子状物質（PM2.5）についても、全県的な常時監視を実施するとともに、注意喚起の実施など県民へのきめ細かな情報提供等に努めます。

さらに、アスベストによる健康不安を解消するため、アスベスト含有建築物等の解体工事現場への立入検査や周辺大気環境調査などにより、監視、指導に努めます。

(2) 水、土壌環境の保全対策の推進

「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「愛媛県公害防止条例」に基づき、工場、事業場に対する排水基準の遵守の徹底や立入検査による指導を実施するとともに、農業などにおける化学肥料、化学農薬の使用削減対策や家畜排せつ物の適正処理などに努めます。

また、水質汚濁物質や土壌汚染物質の発生源への対策、監視などにより、水や土壌を汚さないための未然防止対策を進めるとともに、身近な河川などの水質浄化への取組の促進などに努めます。

さらに、全国的に問題となっている海岸漂着物などの海洋ごみについて、計画的に回収・処理を進めるとともに、発生の抑制に努めます。

(3) 有害化学物質対策の推進

有害化学物質の管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するとともに、科学的な環境リスクの評価や情報提供に努めます。

また、ダイオキシン類については、発生源に対する監視、指導の強化に努めるとともに、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な保管と計画的かつ確実な処理に努めます。

2 瀬戸内海環境保全対策と生活排水対策の推進

(1) 瀬戸内海環境保全対策の推進

「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画」に基づき、引き続き水質総量規制を行うほか、瀬戸内海沿岸関係府県等と連携し、沿岸域環境の保全、再生及び創出など、瀬戸内海を「豊かな海」とするための施策を総合的に推進します。

(2) 生活排水対策の推進

公共用水域における水質汚濁の大きな要因となっている生活排水について、「愛媛県全県域生活排水処理構想」に基づき、地域の実状や特性に応じた公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的、計画的な整備を促進するとともに、市町等と連携、協働して日常生活における生活排水対策の普及啓発及び自主的な取組などを促進し、快適で良好な水環境の保全に努めます。

3 騒音、振動、悪臭の防止

(1) 騒音・振動・悪臭対策の推進

騒音、振動、悪臭の防止を図るため、自動車騒音、航空機騒音の常時監視や騒音等の実態調査を継続的に実施するとともに、状況に応じた規制地域や環境基準類型等の指定の検討等を行い、生活環境の保全に努めます。

4 安全で良質な水の確保

(1) 水道の基盤強化対策の支援

県民生活に不可欠なライフラインである水道について、安全な水の安定供給を維持していくため、水道事業者が実施する水道施設の整備や水道水質の衛生対策を支援するとともに、水道事業者間の広域的な連携を推進し、将来にわたって持続可能な水道となるよう水道の基盤強化に向けた取組を支援します。

(2) 水道施設の防災・減災、強靱化対策の推進

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震や年々激しさを増している西日本豪雨等の大規模災害を踏まえ、災害時においても断水が長期化し、県民生活に

甚大な影響が及ばないように、市町等との連携のもと、水道施設の耐震化に加え、土砂・浸水対策及び停電対策等の防災対策など、水道施設の強靱化の推進を積極的に支援します。

(3) 水源かん養機能の保全と健全な水循環の維持

森林や農地の持つ水源かん養機能の維持増進を図るとともに、雨水・再生水の利用など水の有効利用の促進等を通じて、健全な水循環の維持に努めます。

5 海洋ごみ対策

(1) 海洋ごみの発生抑制対策の推進

海洋ごみに関する環境教育・環境学習の充実や不法投棄の未然防止対策を行い、海洋ごみの発生抑制に努めます。

(2) 海洋ごみの回収・処理の実施

海岸・港湾・漁港管理者による海岸漂着物等（漂着ごみ、漂流ごみ及び海底ごみ）の回収・処理を行い、海洋環境の保全に努めます。

6 快適な暮らし空間の実現

(1) やすらぎのある緑豊かな住環境の整備

都市公園や緑地など身近な緑の計画的な整備により、やすらぎのある緑豊かな住環境の整備に努めます。

(2) 周辺環境と調和した美しい景観や町並みの形成

地域特性を活かしたまちづくりや地域特有の歴史的・文化的な景観の保存と積極的な活用に努めます。

また、潤いのある水辺空間の創出やにぎわいのある水際空間の整備に努めます。

(3) 環境に配慮した都市機能の集約化

今ある都市機能を有効に活用しながら、さらなる機能集積を促進することで、コンパクトで環境に配慮したまちづくりに努めます。

<環境指標>

○基本方針の達成状況を測る指標

項目	現 状	目 標	備 考
環境基準達成率			
(大気汚染)	83 % (H30)	100 % (R6)	
(水質汚濁)	82 % (H30)	100 % (R6)	
(ダイオキシン類)	100 % (H30)	100 % (R6)	
(騒音)	79 % (H30)	100 % (R6)	
騒音・振動・悪臭の 苦情件数	209 件 (H30)	現状より減少 (R6)	

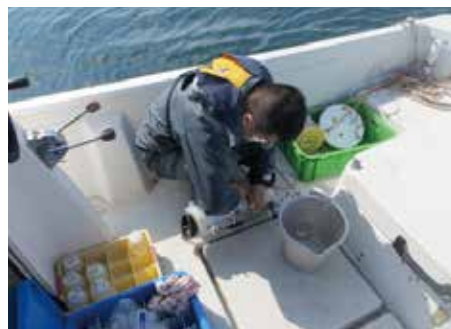
○施策の進捗状況を測る指標

項目	現 状	目 標	備 考
汚水処理人口普及率	79.2 % (H30)	89.9 % (R8)	
水道の基幹管路の耐震 適合率	32.0 % (H30)	40.0 % (R6)	
公共施設等の 雨水・再生水利用施設数	77件 (H29)	現状より増加 (R6)	
民有保安林の指定面積	109,384 ha (H30)	110,265 ha (R6)	



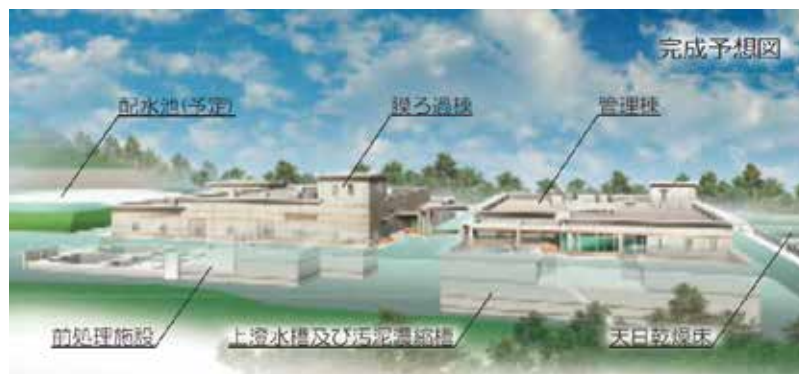
瀬戸内海の水質調査

定期的な水質調査を行い、海や河川の水質環境を監視しています。
環境基準の達成率は、近年おおむね良好な状況です。



災害に強い水道施設の整備促進

清潔で安全な水を安定供給できるよう、市町等との連携のもと、耐震化や停電、土砂・浸水災害対策等の防災対策を一層促進し、引き続き災害に強い水道施設の整備に努めます。



(仮称)高橋浄水場完成予想図<今治市>

Ⅱ 目指すべき3つの社会の実現

① 気候変動対策の推進と低炭素・脱炭素社会の実現



1 地球温暖化防止対策の総合推進

(1) 国民運動「クールチョイス」の普及啓発

地球温暖化防止に繋がる賢い選択「クールチョイス」を県民一人ひとりに浸透させるため、温暖化防止の啓発や機運の醸成を図るための組織体制の整備、県民総ぐるみ運動の推進を図ります。

(2) 県自らの率先行動の推進

県は、県全体の温暖化対策の牽引役として、県民や事業者、市町の模範となるよう自らが率先して行動し、自らの事務及び事業からの温室効果ガスの排出削減に努めます。

2 低炭素型ライフスタイルへの転換

(1) 家庭における身近な温暖化対策の推進

家庭での温暖化防止対策を推進するため、家庭におけるエネルギー消費と温室効果ガスの排出状況の把握、身近な省エネルギー、地産地消の推進などの取組の実践を促進します。

(2) 省エネ住宅、家電等の普及拡大

家庭用の太陽光発電や燃料電池・蓄電池の導入、高断熱・高气密住宅など省エネに配慮した住宅の普及を促進します。

また、テレビ、冷蔵庫、エアコン等の家電製品や給湯、照明設備について、省エネ型製品の普及を促進します。

(3) 次世代自動車の普及促進

環境性能に優れた電気自動車、プラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車の普及を促進します。

(4) 公共交通機関等の利用促進

エネルギー消費の削減と都市部における交通渋滞の緩和を図るため、公共交通

機関や自転車の利用を促進します。

3 低炭素型のビジネススタイルの実現

(1) 温室効果ガス排出量の適正な把握の促進

「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく国への温室効果ガス排出量報告義務のある事業者はもちろんのこと、報告義務のない事業者にも自らの温室効果ガス排出量の実態把握を促進し、自主的な温室効果ガス排出量削減の取組を推進します。

(2) 省エネルギー化の推進

燃料電池、高効率空調、LEDなど省エネ機器や設備の導入による省エネルギー化を推進します。特に、中小企業者に対しては、機器や設備の省エネ改修等の費用に係る融資制度を拡充するなど、支援制度の充実を図ります。

(3) エコドライブの推進

広くエコドライブの取組を定着させ、自動車の走行に伴うエネルギー消費と温室効果ガス排出量の削減を目指すとともに、やさしい運転により交通事故の抑制にもつなげます。

(4) 自転車によるエコ通勤の推進

自転車の利用は、温室効果ガスを排出しない移動手段であることから、日常生活における身近な移動機会である通勤に焦点をあてた、自転車によるエコ通勤の普及を図ります。

(5) 環境マネジメントシステムの導入支援

事業者等の環境保全への自主的・継続的な取組を推進するため、ISO14001やエコアクション21など事業者の環境マネジメントシステムの導入を促進します。

(6) 国内排出量取引制度、カーボン・オフセット等の普及促進

国内排出量取引制度やカーボン・オフセット等について、国等と連携して制度の普及に努めます。

4 再生可能エネルギーへの転換促進

(1) 地域と調和した太陽光・風力発電等の導入促進

太陽光・太陽熱や風力などの自然エネルギー等の利活用技術の開発や導入促

進を図り、化石燃料の使用の削減を図ります。

(2) 小水力・バイオマス発電等の導入促進

エネルギー資源の多様化や有効活用の観点から、比較的導入の進んでいない小水力発電や各種バイオマス発電などの導入を促進します。

(3) 地域特性を活かしたバイオマスの利用促進

「愛媛県バイオマス活用推進計画」に基づき、豊かな農林水産資源を誇る本県の地域特性を活かして、間伐材を利用した木質バイオマス等の利用を促進するとともに、廃棄物のエネルギー利用や地域のバイオマス資源である使用済み天ぷら油等を原料とするバイオ燃料の利用拡大を図ります。

5 水素エネルギーの導入推進

(1) 水素エネルギーの普及啓発

水素社会の実現に向けた機運醸成を図るため、関係機関への情報提供やイベント開催による普及啓発に努めます。

(2) 水素エネルギーの導入支援

高効率エネルギー利用、低炭素化の観点から、家庭や地域単位で着実に導入を進めるための支援に努めます。

6 低炭素社会の実現に向けた環境負荷の少ない地域づくり

(1) CO₂吸収源としての森林整備等の推進

本県の豊かな森林資源は、将来にわたって森林による二酸化炭素吸収の効果が期待されることから、適切な森林整備と木材利用による炭素の貯蔵を促進します。

(2) 地域環境の整備

都市部における都市公園や街路樹などの緑地は、身近な二酸化炭素吸収源としての役割とともに、蒸散作用による気温上昇を抑制する効果があることから、都市の緑化を積極的に推進します。

また、都市計画の策定に当たっては、温暖化対策推進の観点から、二酸化炭素の排出の少ない効率的な土地利用の推進や交通・物流対策、エネルギーの面的利用、緑化の推進等、総合的な「低炭素都市づくり」の方針について検討を進めます。

7 気候変動への適応の推進

(1) 気候変動影響の調査・分析

今後、地球温暖化防止のための最善の緩和の努力を行っても、ある程度の気候変動影響は避けられないことから、その対処として、自然や人間社会の在り方を調整する適応への取組が必要であり、「緩和」と「適応」を車の両輪として、温暖化対策を推進していきます。適応策の一層の推進にあたり、本県における気候変動影響を調査し、将来的なリスク等の分析を行います。

(2) 適応策の方向性の検討と適応に関する意識の向上

最新の科学的知見等に関する関係機関の情報共有体制を整備し、本県の適応策の方向性を検討し、各分野の適応策を推進します。
また、適応に関する県民意識の向上を図ります。

8 オゾン層保護対策

(1) オゾン層保護対策の推進

フロン類はオゾン層を破壊するとともに、二酸化炭素の数十倍から一万倍を超える強い温室効果を有していることから、その排出削減のため、適正な回収、処理等を推進し、オゾン層の破壊・地球温暖化の防止に取り組みます。

<環境指標>

○基本方針の達成状況を測る指標

項目	現 状	目 標	備 考
県内の温室効果ガス総排出量（森林吸収分を差し引いた排出量）	20,087 千 t CO ₂ (H28)	17,784千 t CO ₂ (R12)	
県内バイオディーゼル燃料生産量	389 kℓ (H29)	904 kℓ (R3)	

○施策の進捗状況を測る指標

項目	現 状	目 標	備 考
LED信号機の設置率	58.4 % (H31)	75.0 % (R6)	
ノーマイカー通勤 登録者数	3,266 人 (H30)	現状より増加 (R6)	
地球温暖化防止活動 推進員数	51 人 (R1)	100 人 (R6)	



本県の特徴を生かしたクールチョイスの取組

愛媛県の自転車文化を生かしたクールチョイスの一つとして、みんなで楽しく自転車通勤する「えひめツーキニストクラブ」や、自転車通勤者に独自の特典を付与する「ツーキニスト応援隊」などの仕組みにより、自動車から自転車通勤への転換を促進しています。

COOL CHOICE ツーキニストクラブ会員募集！



えひめツーキニストクラブとは？

- ・ チーム又は個人で会員登録し、みんなで励ましあい、競い合いながら楽しく自転車通勤を行う仕組み。
- ・ 協力企業であるツーキニスト応援隊から様々な特典を受けることができます。

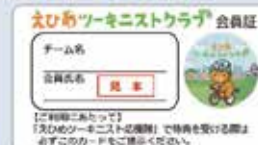
申込方法

- ①専用フォームから氏名や住所、通勤距離等を入力。

※登録はこちらから⇒



- ②会員証が郵便で届きます。



特典内容

ツーキニスト応援隊登録店舗でクラブの会員証を提示すると特典が受けられます。

※応援隊情報はこちら⇒



- (特典の一例)
- ・ 温泉入浴料100円引き (湯之谷温泉/西条市)
 - ・ 自転車用品5%割引 (上野サイクル/松山市)
 - ・ レストラン利用時にフードリンクサービス (津島やすらぎの里/宇和島市) など

お問い合わせ
応務先

愛媛県県民環境部環境局環境政策課 温暖化対策グループ
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
TEL 089-912-2349 FAX 089-912-2344
E-mail kankyuu@pref.ehime.lg.jp

ツーキニスト拡大 検索



バイオディーゼル燃料の普及促進

使用済み天ぷら油を原料とするバイオディーゼル燃料を5%混合した軽油（B5燃料）を使用している県の公用車をラッピングし、広告媒体として活用することで、普及啓発を図っています。



② 環境への負荷が少ない循環型社会の実現



1 3Rの推進

(1) 3R活動の普及啓発

県民、事業者等の各主体が循環型社会づくりの担い手として積極的にそれぞれの役割を果たすよう意識を高めていくため、子どもから大人までを対象とした3Rに関する教育・学習を充実させるとともに、イベント等による普及啓発活動を展開するほか、ホームページをはじめ様々な機会をとらえて3Rに関する情報提供に努めます。

(2) リデュース（発生抑制）の推進

県民一人ひとりが大量消費・大量廃棄型の生活様式を改め、ごみの発生抑制を意識した暮らしを実践するため、市町や環境活動団体と連携して意識啓発に努めるとともに、一般廃棄物の減量化に向けた市町の取組を支援します。

また、事業活動においても、廃棄物になりにくい製品設計、製造工程の見直し、過剰包装の抑制など、廃棄物の発生抑制の取組を推進するとともに、多量排出事業者に対する指導など必要な措置を講じます。

(3) リユース（再使用）の推進

いったん使用された製品を回収し、必要に応じて適切な処理を施した後に製品として再使用することにより、廃棄物の発生を抑制する取組が必要とされており、消費者に対し、繰り返し利用可能なリターナブル容器や再使用可能な製品の利用促進を図ります。

また、事業者に対しては、製品の設計・製造段階から製品・部品のリユースが可能な仕様の採用や、流通・販売事業者と連携して再使用を行うための回収システムの構築の促進を図ります。

(4) リサイクル（再生利用）の推進

リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）してもなお排出された廃棄物は、資源ごみとして分別し再資源化を徹底する必要があります。このため、資源ごみの分別排出を強化し、地域の特性や資源ごみの性質に応じた多様なリサイクルシステムの普及・定着を促進します。

また、再資源化が容易な製品の開発や再生資源を活用した製品づくり、素材を

活かし、元の製品より価値を高める加工など、事業者によるリサイクル技術の研究開発やアップサイクルの取組等を促進するとともに、個別リサイクル法の円滑な施行とグリーン購入の普及を図ります。

2 廃棄物の適正処理の推進

(1) 適正処理の確保と不適正処理の防止

廃棄物の処理に伴う環境負荷を低減するため、廃棄物処理基準等に基づく適正処理を確保するとともに、不法投棄等の不適正処理の防止を徹底します。

また、廃棄物を適正に処理するため、優良な処理業者が市場で優位な立場に立てるようにするとともに、排出事業者が信頼できる処理業者を選定できる体制を構築します。

(2) 適正な処理施設の確保

廃棄物の循環的利用を促進し、環境負荷を低減するため、効率的で安全性の高い処理施設を確保します。

そのうえで、県民の信頼向上を図るため、施設の適正な運営・維持管理を徹底させるとともに、情報発信の充実に努めます。

3 プラスチック資源循環の推進

(1) プラスチック資源循環の促進

県・市町が率先して周知徹底・普及啓発を行い、県民の意識醸成を図るとともに、再生材や、紙、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替を促進することにより、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品のリデュース等、経済的・技術的に回避可能なプラスチックの使用量の削減を図るほか、分別回収の徹底等により、使用済プラスチックのリサイクルの促進を図ります。

(2) 海洋プラスチックごみ対策の推進

陸域で発生したごみが河川その他の公共の水域等を経由して海域に流出することや直接海域に排出されることを鑑み、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指し、犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄撲滅を徹底するとともに、清掃活動を推進し、プラスチックの海洋流出を防止します。また、海洋プラスチックごみの実態把握及び海岸漂着物等の適切な回収を推進し、海洋汚染を防止します。

4 災害廃棄物処理体制の構築

(1)人材の育成

災害廃棄物処理に関する図上訓練やワークショップ等の実施により、災害廃棄物処理を担当する県・市町職員の育成に努めます。また、平成30年7月豪雨での災害廃棄物処理の経験は、全市町で共有し、仮置場の確保や分別の徹底など、各市町の災害廃棄物処理体制をより実効性のあるものとなるよう努めます。

(2)広域処理体制の構築

近い将来発生が予想されている南海トラフ地震等の大規模災害時には、一度に大量の災害廃棄物が発生し、単一市町での処理が困難となることから、市町及び民間事業者と平常時より地域における災害廃棄物処理に関する課題について意見交換や情報共有等を行うことで連携強化を図り、広域処理体制の構築に努めます。

<環境指標>

○基本方針の達成状況を測る指標

項目	現 状	目 標	備 考
一般廃棄物の 1人1日当たり排出量	902 g (H29)	868 g (R2)	令和3年度改定予定の「えひめ循環型社会推進計画」において、新たな目標値を設定する予定
一般廃棄物の リサイクル率	17.9% (H29)	27.0 % (R2)	

○施策の進捗状況を測る指標

項目	現 状	目 標	備 考
資源循環優良モデル認定 件数	133モデル (H30)	現状より増加 (R6)	
環境にやさしい買い物 キャンペーン参加店舗数	515店舗 (R1)	715店舗 (R6)	



愛媛の3Rフェア

3R推進月間（10月）に合わせ、資源循環優良モデルとして認定した企業の取組や、県民が身近に取組める3R活動についての普及・啓発を行うイベントを実施しています。



令和元年度愛媛の3Rフェアの様子



環境にやさしい買い物キャンペーン

3R推進月間（10月）に、「買い物」を通して地球環境や廃棄物などの環境問題を考え、環境に配慮したライフスタイルの実践を促進することを目的として、マイバッグ持参や環境にやさしい商品の販売・購入などを推進するキャンペーンを実施しています。





愛媛県プラスチック資源循環シンポジウム

海洋プラスチックごみ問題の現状についての正しい理解を促がすとともに、プラスチック資源循環の重要性について呼掛けるシンポジウムを開催しました。



令和元年度愛媛県プラスチック資源循環シンポジウムの様子



災害廃棄物処理に係る図上訓練

平成30年7月豪雨の検証結果を踏まえ、災害廃棄物処理の初動対応における市町職員等の知識の習得とスキルアップを図るため、災害廃棄物の処理に係る図上訓練を実施しました。



令和元年度災害廃棄物処理に係る図上訓練の様子

③ 生物多様性の保全と自然共生社会の実現



1 豊かな自然環境の保全と適正な利用の促進

(1) 自然公園等の適正な保護と利用の促進

優れた自然環境の保全を図るため、法令に基づき県民や事業者等が行う各種行為の規制に努めるとともに、県民一人ひとりが、自然の大切さを理解し、責任ある行動を行うよう自然保護意識の普及啓発に努めます。

また、自然公園や森林公園等が安全かつ快適に利用できるよう、案内板や防護柵等の整備・補修に取り組みます。

(2) 環境と調和したエコツーリズム等の推進

本県の豊かで恵まれた自然環境の持続可能な利用を進めるために有効な手段であるエコツーリズムについて、各種媒体により発信するとともに、市町、エコツアー事業者、観光事業者、地域等と連携し、ガイド等の人材育成や魅力的なツアープログラムを造成し、エコツーリズムの普及に努めます。

2 生物多様性の保全と普及啓発

(1) 生物多様性の保全

多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全され、人と自然とが共生できるよう、総合的かつ計画的に野生動植物の種の保存、生態系の多様性の確保、その他の生物多様性の保全を図ります。

(2) 生物多様性の普及啓発

県民一人ひとりが多くの野生動植物が絶滅の危機にさらされていることを十分認識できるよう、「愛媛県レッドデータブック2014」を活用し、市町や関係団体等と連携・協力しながら、県民に分かりやすい普及啓発や保全活動の促進・定着、人材育成に取り組みます。

3 気候変動を踏まえた生物多様性の保全対策

(1) 生物多様性への気象変動影響分析

気候変動の影響で生息域や生息数が減少することが懸念される種についての基礎調査を行い、気象変動影響分析及び将来、減少した種の保全や回復に資する情報の集積を図ります。

4 外来生物対策

(1) 外来生物対策の推進

県内に既に侵入している、または侵入の恐れのある特定外来生物等の防除・水際対策・早期発見及び定着防止について、各関係機関が連携した体制作りを推進します。

5 野生鳥獣の適正管理

(1) 野生鳥獣の適正管理の推進

人と野生鳥獣との共存や地域固有の生態系の維持及び農林水産業への被害の軽減を図るため、野生鳥獣の適正管理の推進に努めます。

6 魅力ある里地・里山・里海づくり

(1) 里地・里山・里海的环境整備

農山漁村の持つ美しい景観や豊かな自然環境の保全を図るため、中山間地域の棚田の保全や水環境の改善など、里地・里山・里海の総合的な環境整備に取り組みます。

(2) 地域活動の支援

地域コミュニティの持続的な発展を図るために、自然観察会の開催や集落ぐるみのため池管理など地域主体の自然や農業水利施設の保全活動等を支援するとともに、農山漁村に伝わる文化や伝統、景観などの地域資源の保全・伝承・活用に取り組みます。

(3) 新たな魅力創造の支援

ロードバイク等やキャニオニング、シーウォーカーなど、豊かな自然や特徴的な地形などを利用したイベント・大会の持続的な開催を支援することにより、新たな聖地づくりを進め、地域固有の魅力創造に努めます。

(4) 集落環境の整備と定住の促進

集落道の整備や排水対策、飲雑用水の確保など、農山漁村の活力再生へとつながる集落環境の整備を推進し、定住促進のための基盤づくりに努めます。

<環境指標>

○基本方針の達成状況を測る指標

項目	現 状	目 標	備 考
森林公園利用者数	96,175 人 (H30)	150,000 人 (R6)	
生物多様性の認識度	60.9% (H30)	60% (R3)	令和3年度改定予定の「第二次生物多様性えひめ戦略」において新たな目標値を設定する予定

○施策の進捗状況を測る指標

項目	現 状	目 標	備 考
特定希少野生動植物保護区の指定数	6 地区 (R1)	8 地区 (R3)	令和3年度改定予定の「第二次生物多様性えひめ戦略」において新たな目標値を設定する予定
生物多様性啓発・学習資料の作成	5 種類 (H28)	8 種類 (R3)	令和3年度改定予定の「第二次生物多様性えひめ戦略」において新たな目標値を設定する予定
特定外来生物防除実施計画書の策定（環境省確認）	2 市町 (H28)	10 市町以上 (R3)	令和3年度改定予定の「第二次生物多様性えひめ戦略」において新たな目標値を設定する予定
ニホンジカの生息頭数	34,493頭 (H26)	半減 (R5)	令和3年度改定予定の「第二次生物多様性えひめ戦略」において新たな目標値を設定する予定
森林整備面積	6,114 ha (H30)	9,200 ha (R2)	令和2年度改定予定の「えひめ森林林業振興プラン」において新たな目標値を設定する予定
農地や農業用水などの保全活動に取り組む面積	15,874 ha (H30)	19,100 ha (R4)	令和2年度に次期（5か年）目標設定予定



自然公園の施設整備

自然公園や森林公園等が安全かつ快適に利用できるよう、案内板や防護柵等の整備・補修しています。



自然公園の標識の再整備（左再整備前、右再整備後）



防護柵の再整備（左破損状況、右再整備後）



老朽化した公衆便所の改修
（左 汲取の和式便所、右改修後 水洗化、洋式化した公衆便所）



環境啓発登山

「登山マナーの向上」、「トイレマナーの啓発」、「外来植物侵入防止の啓発」を目的として、例年、5月、11月に環境啓発登山、8月に環境啓発親子登山を実施しています。



啓発親子登山(令和元年8月)



啓発登山(令和元年11月)



愛媛県石鎚山系エコツアーリズム推進協議会人材育成研修

県外の講師を招いて、愛媛県石鎚山系エコツアーリズム推進協議会主催の人材育成研修を実施し、当協議会員（エコツアーガイド）のスキルアップを図っています。



平成30年度愛媛県石鎚山系エコツアーリズム推進協議会人材育成研修



「つなげ！生物多様性高校生チャレンジシップ」・「自然観察会」の開催

広く県民に生物多様性の重要性や、現在の危機的状況を認識してもらい、これまで以上に生物多様性保全意識向上を図るため「つなげ！生物多様性高校生チャレンジシップ」、「自然観察会」、を開催しています。

・つなげ！生物多様性高校生チャレンジシップ

夏休み期間中に、高校生及び一般県民を対象として、県内外高校生による生物多様性保全研究活動の研究発表会及び基調講演を実施。

・自然観察会

一般県民を対象とし、生物多様性センター職員や専門家による指導の下、自然観察手法等を習得し、生物多様性保全意識の高揚を図る。



(左)つなげ！生物多様性高校生チャレンジシップ



(右)自然観察会

(どちらも令和元年度の様子)



Ⅲ 未来を支える人づくり・しくみづくり

① 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進



1 多様な場における ESD の視点を取り入れた環境教育・学習の充実

(1) 学校における環境教育の充実

次代を担う子どもたちに対する学校での環境教育は、子どもたちの今後の環境に対する姿勢を決定付ける大きな要素となることから、学校教育活動の全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた環境教育の充実を図ります。

(2) 地域における環境学習の充実

地域における環境学習の活性化を図るため、地域の資源を学習素材として積極的に活用するとともに、家庭や職場などの多様な場での環境学習を推進し、県民の環境に対する意識の高揚に努めます。

(3) 環境に関する体験学習の機会の充実

愛媛県体験型環境学習センター（えひめエコ・ハウス）の機能強化や東・南予の拠点づくりなど環境学習の拠点となる施設の整備拡充に努めます。

また、博物館や関連施設などの環境体験学習の場、さらにはNPOや公民館等との相互間の連携を促進し、環境に関する多様な体験学習の機会と情報提供の充実を図ります。

(4) ESDプログラムの普及

NPO等と連携して、ESDの視点を取り入れた環境学習プログラムの普及に努めます。

2 環境教育・学習を推進する人材の育成

(1) 環境教育の指導者や環境活動リーダー等の育成・資質向上

環境教育・学習の充実を図るため、学校教育において環境教育の担い手となる教員の資質の向上や地域で活動する環境活動リーダーの育成に努めるとともに、これらの環境教育・学習を推進する人材の相互交流の促進やネットワークづくりに努めます。

3 環境保全活動と多様な主体による環境協働取組の促進

(1) 自主的な環境保全活動の促進

県民、事業者、環境活動団体などの自主的な環境保全活動の促進や支援に努めるとともに、県民の日常生活での環境に配慮した行動の普及に努めます。

(2) 多様な主体による環境協働取組の促進

地域での環境保全活動等の活性化を図るため、環境活動団体の相互の連携や行政・学校等との協働の促進に努めます。

4 食品ロスの削減とおもいやり消費の推進

(1) 食品ロスの削減

本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品ロスを削減するため、「もったいない」という文化や意識を生かした県民総参加による運動を展開して、県民の日常生活での「食べきり」を意識した行動の普及に努めます。

(2) おもいやり消費の推進

持続可能な社会の形成のため、環境や人、地域に配慮した消費行動を「おもいやり消費」と位置付けており、環境保全や社会経済システムの理解等に結び付く環境教育と消費者教育を連携させるなど、県民総ぐるみでの地球温暖化対策を展開します。

5 環境情報の充実

(1) 環境情報の収集と提供の促進

県民、事業者、環境活動団体等の各主体の環境保全活動等を促進するため、環境に関する情報の収集と積極的な情報提供により情報の共有化を図ります。

<環境指標>

○基本方針の達成状況を測る指標

項目	現 状	目 標	備 考
環境NPO法人数	158 団体 (H30)	現状より増加 (R6)	
愛りバー・ロード・ビーチ 登録団体数	573 団体 (R1)	現状より増加 (R6)	

○施策の進捗状況を測る指標

項目	現 状	目 標	備 考
環境教育・学習参加者数	15,321 人 (H30)	現状より増加 (R6)	
環境マイスター派遣回数	52 回 (H30)	現状より増加 (R6)	
食べきり宣言事業所数	261事業所 (H30)	現状より増加 (R6)	



えひめ環境大学

7月～8月に愛媛大学と共催で、県内の環境関連の実務者や活動者、学生を対象に、専門的で高度な環境に関する知識を習得するための講義を実施しています。



令和元年度えひめ環境大学の様子



おいしい食べきりキャンペーン

例年、忘年会・新年会で外食する機会の多い時期に、「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる」ことを重点的に啓発するため、「おいしく残さず食べきろう！」をキャッチフレーズに、12月、1月の2カ月間、キャンペーンを実施しています。



忘年会 新年会は
おいしく残さず食べきろう!

宴会をおいしく楽しむ **宴会5箇条**

- 1 適量注文** 人数やメンバー、メニューをよく見て、食べられる量を注文しよう!
- 2 声かけ** 幹事さんから「おいしく、残さず、食べきろう!」の一言で宴会スタート!
- 3 残めいタイム** 楽しい宴会中に、お料理を味わう時間をもうろう!
- 4 シェア(分け合い)** 食べきれない料理は、仲間で分け合おう!
- 5 残さず食べきり** きれいなお皿(食べ残しなし)をみんなでチェック!

3010運動
食品ロスを減らすために **30.10.** しっかり食べよう!

※宴会ごとにゴミキーパーを置いて、3010運動を推進する。
※社内報等で、食べ残しの実態について掲載する。

実行委員会
・県ホームページに事業所名等を掲載し、登録証を交付します。
・賞状やスター→卓上POPを贈呈します。

実施期間 12月～1月



えがお 愛顔の食べきりアイデアレシピ募集

家庭における食品ロスを削減するため、食べ残しを活用したリメイクレシピや食材を無駄なく利用する使い切りレシピを募集し、優秀アイデア賞等を決定しました。



えがおの愛顔の食べきり 必須 **まっとるけん!**
アイデアレシピ大募集!!

家庭の食品ロス削減につながる食べ残しを活用したリメイクレシピや、食材を無駄なく利用する使い切りレシピを募集します!

日本の食品ロスは年間約643万トン発生! そのうちの半分以上が家庭から発生しているデータ!

食品ロスとは?
食べ残しや期限切れの食品、賞味期限など本来食べられることのできる状態の食品のことではありません。

募集要項

- ① 募集対象: 家庭で消費する食品(生鮮食品、加工食品、冷凍食品、缶詰、乾物、調味料、油、調味料、その他)
- ② 募集期間: 12月1日～1月31日
- ③ 募集内容: 食べ残しや期限切れの食品、賞味期限など本来食べられることのできる状態の食品のこと
- ④ 募集方法: 県ホームページに事業所名等を掲載し、登録証を交付します。賞状やスター→卓上POPを贈呈します。
- ⑤ 応募資格: 県民(個人、法人、団体、企業、学校、その他)
- ⑥ 応募方法: 県ホームページに募集要項を掲載し、応募フォームを提出する。
- ⑦ 応募期間: 12月1日～1月31日
- ⑧ 応募場所: 県庁1階(12月1日～1月31日)
- ⑨ 応募料: 無料
- ⑩ 応募資格: 県民(個人、法人、団体、企業、学校、その他)
- ⑪ 応募方法: 県ホームページに募集要項を掲載し、応募フォームを提出する。
- ⑫ 応募期間: 12月1日～1月31日
- ⑬ 応募場所: 県庁1階(12月1日～1月31日)
- ⑭ 応募料: 無料

応募締切
令和元年 9月24日(水)

② 地域循環共生圏の形成



1 環境影響評価の推進

(1) 環境影響評価の適正な実施

環境影響評価制度等の適切な運用を推進し、大規模事業等において、計画の早い段階から適切な環境配慮の検討を促すとともに、適正な環境配慮の措置を行い、環境悪化を未然に防止して、開発と環境保全との調整に努めます。

2 グリーン購入や環境に配慮した行動の促進

(1) グリーン購入の促進

消費者の環境保全を志向した消費行動を促進するため、グリーン購入やエコマーク商品等の普及や購入の意識啓発に努めます。

(2) 環境に配慮した行動の促進

事業活動は、環境に非常に大きな影響を与えることから、事業者には、法令遵守はもちろん、地域社会への貢献や環境への配慮が求められています。

このため、環境マネジメントシステムの導入やCSRの取組の普及などを促進し、環境に配慮した事業者の育成に努めます。

3 環境対策ビジネスの振興

(1) 低炭素・脱炭素をキーワードとした新たな製品・サービスの開発促進

低炭素・脱炭素社会の構築が世界的な潮流となる中、太陽光発電、電気自動車（EV）や水素による燃料電池自動車（FCV）など、環境や新エネルギーに関する技術革新や環境ビジネスについての情報提供、研究開発への支援等を積極的に展開し、環境関連産業の振興を図ります。

(2) 循環型社会ビジネスの育成・支援

地域の特性を生かし、県内で発生する廃棄物等循環資源の性状に適したりサイクル事業等3R活動の活性化を図っていくためには、事業者自らの自覚と実践活動を積極的に支援していく必要があります。

このため、環境に配慮した製品やサービスの普及・実践に取り組む循環型社会ビジネスを育成していくほか、産学官連携による技術研究開発及び施設整備等を支援することにより、新たな循環型産業の創出・育成に向けた取組を促進します。

4 分散型エネルギーシステムの推進

(1) 分散型エネルギーシステムの普及・啓発

非常時のエネルギー確保のみならず、平常時のピークカット等に資する「分散型エネルギーシステム」の普及に向けた支援に取り組みます。

5 環境と調和した産業経済活動の推進

(1) 環境と調和した農業の推進

環境と調和のとれた生産活動の展開や環境への負荷を軽減する持続可能な農業を推進するため、化学肥料や農薬の使用量削減など環境負荷低減のための技術の確立、普及指導や、有機性未利用資源を活用した堆肥等の農業分野での再利用等資源循環型農業のシステム構築、農業用廃プラスチックなどの農業生産資材の適正処理などに努めます。

(2) 環境と調和した林業の推進

環境と調和のとれた生産活動の展開や環境への負荷を軽減する持続可能な林業を推進するため、計画的な間伐や育林などによる健全な森林の管理に努めるとともに、環境に優しい木材の利用を推進し、地域で再生産可能な森林資源を循環利用できる体制整備に努めます。

(3) 環境と調和した漁業の推進

環境と調和のとれた生産活動の展開や環境への負荷を軽減する持続可能な漁業を推進するため、漁場環境の監視、藻場や干潟の保全・再生による生態系に配慮した豊かな漁場づくり、えひめ漁民の森づくりなどの活動の推進、漁業系廃棄物の適正処理や循環的利用の促進に努めます。

6 恵み豊かな森林（もり）づくり

(1) 森林の適正な管理

公益的機能を高度に発揮させるため、適切な間伐等の森林整備を進めるとともに、広葉樹等の植栽など地域に応じた育林に取り組みます。

また、適正な森林管理や計画的な森林整備の促進、野生動物や病害虫等による森林被害の防止に取り組みます。

(2) 森林に対する理解と森林づくりへの県民参加の促進

森林に対する県民の理解促進と保全活動への県民参加の機運醸成を図るため、森林に関する様々な情報を効果的に発信するとともに、森林資源の活用に向けた

森林ボランティアなどの育成に取り組みます。

また、小学生対象の森林整備体験活動や企業等と連携した森林整備など、多様な主体が一体となった森林整備や管理体制の構築に取り組みます。

さらに、森林ボランティアの交流会開催など、森林資源を活用した取組を支援することにより、森林と触れ合う機会の創出を図ります。

(3) 間伐材等の木材利用の推進

民間住宅や公共施設等の建築資材はもとより、公共工事においても、間伐材等の木材利用を積極的に推進します。

また、これまで林内に放置されてきた低質材についても、製紙用原料や燃料等への利用を図るなど、森林資源を活用することにより、間伐等の森林整備を促進させ、健全な森林の管理を推進します。

(4) 林業躍進プロジェクトの推進

森林の整備から木材の生産、加工、流通までを総合的に推進し、森林・林業の振興を図っていく必要があることから、これまでの間伐に加えて、主伐を計画的・段階的に導入することで県産材の増産を図り、県内木材加工業へ安定供給し、関連産業を振興させる本プロジェクトを推進します。

また、愛媛ブランド材「媛すぎ・媛ひのき」のプロモーション活動を強化し販路拡大につなげるとともに、新たな用途として注目されている直交集成板（CLT）の普及促進を通じて県産材の需要拡大に取り組みます。

<環境指標>

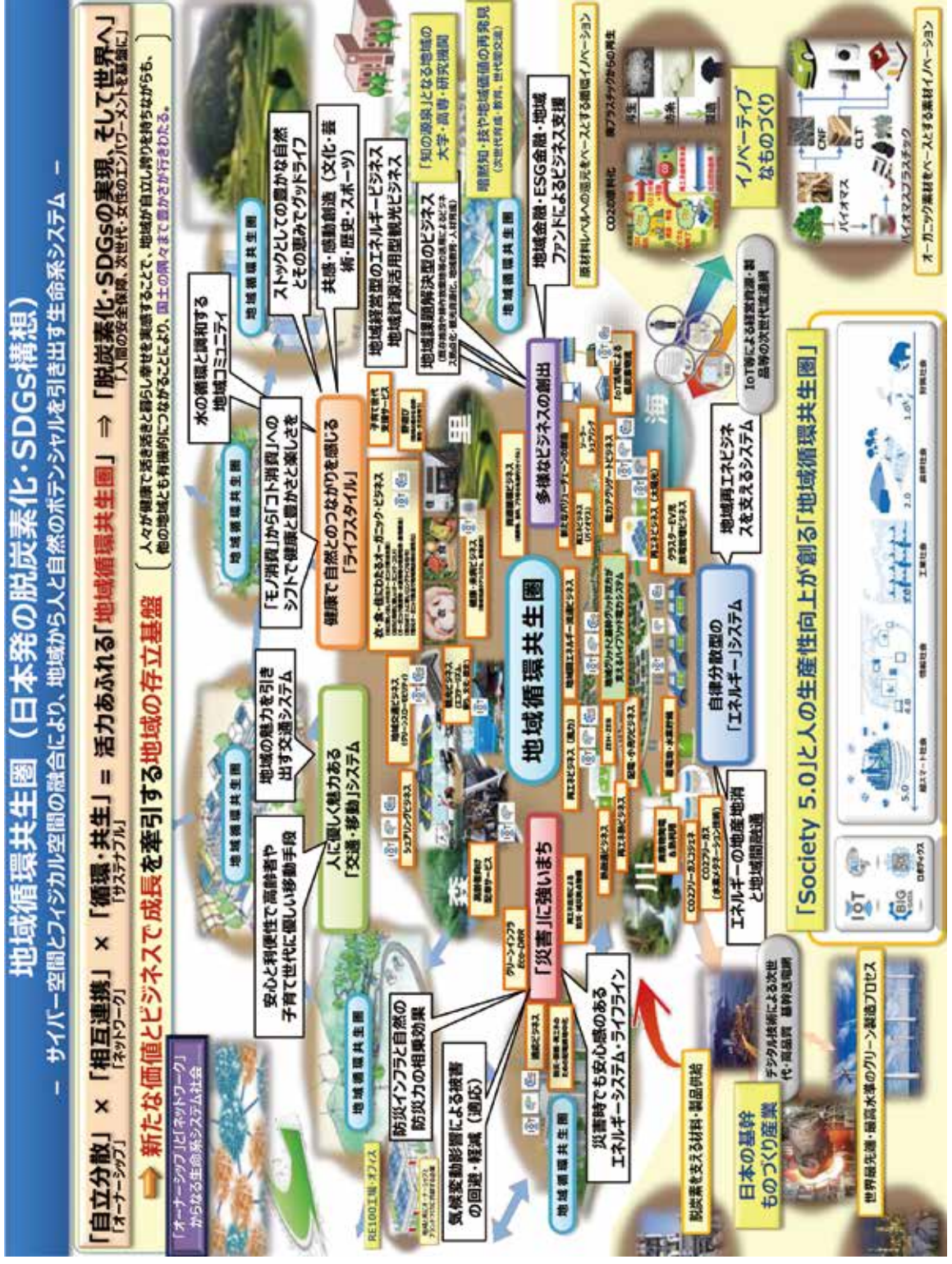
○基本方針の達成状況を測る指標

項目	現 状	目 標	備 考
環境保全資金融資の貸付残高（累計）	70,071千円 (R1)	465,617千円 (R6)	
県内のエコフィード生産量	8,200 t (H30)	現状より増加 (R6)	令和2年度に次期(5か年)目標設定予定

○施策の進捗状況を測る指標

項目	現 状	目 標	備 考
資源循環優良モデル認定件数（再掲）	133 モデル (H30)	現状より増加 (R6)	
愛媛県特別栽培農産物等認証制度（エコえひめ）農産物取組面積	928 ha (H30)	940 ha (R2)	令和2年度に次期(5か年)目標設定予定

○地域循環共生圏



環境省資料より



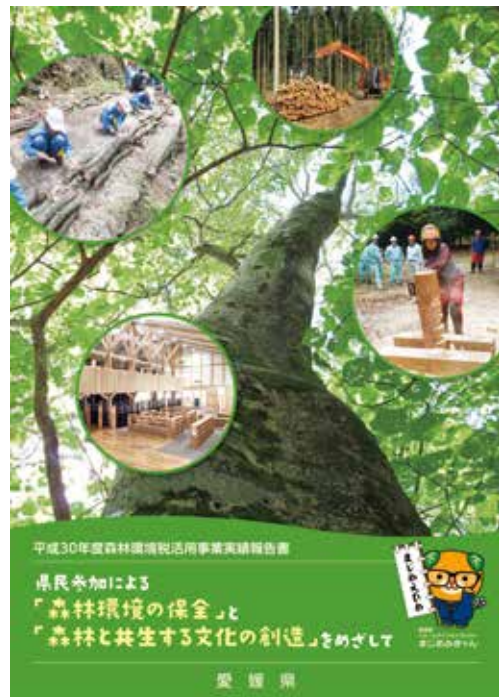
EV活用型蓄電システム

太陽光発電で電気自動車（EV）を充電し、夜間や停電時の電源として活用する「V2H(Vehicle to Home)システム」を、県の環境教育拠点施設「えひめエコハウス」に整備し、自動車からの温室効果ガス排出削減や、再生可能エネルギーの地産地消の取組みについて県民にPRしているほか、大規模停電時には自立分散電源としてEVを活用することをPRしています。



県民参加の森林づくり

愛媛県は、県土の7割を森林が占める緑豊かな恵まれた環境にあります。これらの森林は、かけがえのない県民共有の財産であり、健全な姿で次代に引き継ぐため、森林環境税を活用し、自然との調和を図りながら「県民参加の森林づくり」を進めています。



第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の目指すべき将来像である「環境と経済の好循環による『愛顔あふれる持続可能なえひめ』」を実現するためには、第4章に掲げる施策の展開をはじめ、県民の皆さんや事業者、環境活動団体、市町などと一緒に、日常生活や事業活動の中で環境に配慮した行動を実践していくことが重要です。

県では、全ての主体との協働によって、この計画を推進していきます。

2 各主体の役割

本計画の推進にあたっては、県民、事業者、環境活動団体、行政の各主体が、環境の現状について正しい認識を持つとともに、環境保全の取組に参画する必要性と担うべき役割を理解し、それぞれの立場や役割分担に応じて、環境に配慮した自主的かつ積極的な取組を進めていく必要があります。

そのうえで、環境保全の取組を効果的に行うため、積極的に各主体の協働による取組を推進し、活動の環を広げていくことが重要です。

(1) 県民の役割

私たちの日々の生活が環境に様々な負荷を与えていることを認識し、一人ひとりが環境に対して関心を持ち、現在のライフスタイルを見直し、できることから環境により配慮したものに改善していくことが重要です。

また、私たちは地域の環境を担う主体として、事業者や環境活動団体、行政といった各主体と協働・連携しながら、環境保全に向けて積極的に行動する必要があります。

【期待される主な行動】

- 自然観察会など環境教育・学習の機会への積極的な参加
- 環境美化活動や環境保全活動の自主的な実践・参加
- 節電やクールビズ・ウォームビズ等の実践、太陽光発電等再生可能エネルギーの導入、省エネ家電の購入などによる低炭素型ライフスタイルへの転換
- 環境に配慮した商品やサービスを選択するグリーン購入の実践
- エコカーの購入やエコドライブ、また、公共交通機関、自転車、徒歩への積極的な

選択などによる環境に配慮した移動手段への転換

- マイバッグやマイボトルの持参、ごみの分別の徹底など、3 R活動・環境に配慮した消費行動（環境にやさしい買い物）の実践
- 愛媛のおいしい食材を無駄にしないよう適量購入・注文、食材の使い切り・食べ切りなど、「もったいない」の精神を意識した食品ロスを出さないライフスタイルへの転換
- ごみのポイ捨てや野焼きなどの不適切処理をしないことはもとより、これらを発見した場合は直ちに行政や警察に通報するなど、不法投棄撲滅への協力
- 既設単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換や下水道へのつなぎ込みによる地域の水環境の保全
- エコツアーなど自然体験活動や植林、自然保護活動への積極的な参加
- 生物多様性保全の重要性の理解
- 外来生物の被害防止三原則（入れない、捨てない、拡げない）の徹底と駆除への協力

(2) 事業者の役割

事業活動は、様々な資源やエネルギーを使用し、様々な物質や産業廃棄物を排出するなど環境に与える影響が大きいことから、事業者の社会的責任（CSR）に基づいた環境に配慮した取組が求められています。

さらに、地域社会の一員として、社会的信頼を得るために、率先して環境保全活動などに取り組むことが重要です。

【期待される主な行動】

- 環境関連法令等の遵守と自発的な大気・水・土壌環境保全対策の実施
- 有害化学物質の適正処理や騒音、振動、悪臭の発生防止対策の徹底
- 環境影響評価の適切な実施
- 環境マネジメントシステムの積極的な導入
- 省エネ診断の実施、省エネ設備の導入等による温室効果ガス排出量の削減や省エネ化の徹底
- 事業活動における廃棄物の3 Rや資源及びエネルギーの効率的な利用の推進と自ら排出した廃棄物の適正処理の徹底
- 環境負荷の少ない技術開発や商品開発など、環境ビジネスへの積極的な取組
- 環境CSR活動の積極的な実施と情報発信
- 従業員への環境教育・学習の実施やクールビズ・ウォームビズ、自転車によるエコ通勤の促進、ノーマイカー通勤デーの実施などによる環境保全意識の高揚

- 生物多様性に配慮した事業活動の実施
- 外来生物の拡大防止のための管理等の徹底及び防除

(3) 環境活動団体の役割

地域における環境保全活動の中核を担ってきた自治組織やNPO等の環境活動団体は、それぞれの専門性や特徴を生かして、行政や個人では対応できないような柔軟で幅広い活動が期待されます。

また、県民の環境保全活動への参画を促すとともに、事業者や行政との協働取組において、各主体のつなぎ役としての役割も期待されます。

【期待される主な行動】

- 各団体の専門性や特徴を生かした環境教育・学習、環境保全活動などを企画、実施
- 各主体の環境保全に関する各種イベントなどにおける積極的な連携と協働
- 団体の持つノウハウを生かした行政や事業者等の活動に対する提言と協働
- 外来生物の拡大防止及び防除や有害化した野生鳥獣の適正な管理のための活動に対する連携と協働

(4) 行政の役割

行政は、本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進するとともに、行政自らが事業者及び消費者として、事業実施の際に率先して環境に配慮した行動を実践することが重要です。

また、県民、事業者、環境活動団体などの各主体が積極的に環境保全活動に取り組めるよう、ネットワークの構築など仕組みや基盤整備に取り組むことが求められています。

市町においては、地域に最も密着した基礎的な自治体として、地域の実情に応じた環境保全施策の総合的な推進とともに、住民や事業者、地域の環境活動団体への環境保全意識の啓発や環境保全活動等に対する支援などが求められています。

県においては、本計画の目標達成に向け、施策を総合的、計画的に推進し、各主体に対して積極的な取組を働き掛けるとともに、その達成状況の公表や適切な進行管理を行っていきます。また、広域的な取組が必要とされる課題に対しては、国や関係自治体との協力や連携を図りながら、適切に対応していきます。

3 環境指標

本県の環境の状況及び本計画における施策の進行状況を把握するため、環境指標を設定します。

4 計画の進行管理

本計画の実施状況や環境指標の達成状況等については、県民環境部環境局において、「計画の策定」(Plan)、「計画の実施」(Do)、「計画の進捗状況の把握・点検」(Check)、「計画の見直し」(Action)の一連の手続をPDCAサイクルにより管理し、計画の着実な推進を確保するとともに、必要に応じて計画の見直し、改善を継続的に実施します。

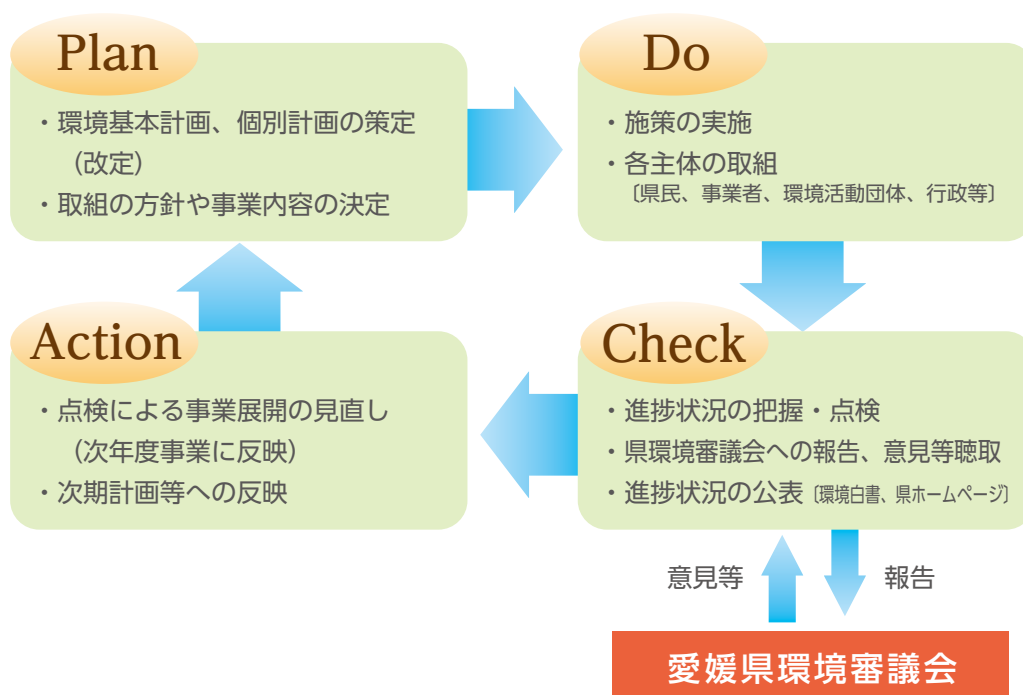
環境指標の推移等については、毎年度、環境白書や県のホームページで公表し、県民等との情報共有に努めます。

また、県環境審議会に計画の進捗状況等を必要に応じて報告し、計画の見直しや改善等に対する意見等を求めることとします。

《進行管理のイメージ【PDCAサイクル】》



計画の進行管理



参 考 资 料

1 用語集

(1) 50音順

用語	ページ	解説
あ行		
愛知目標	7	平成 22 年に名古屋市で開催された第 10 回生物多様性条約締結国会議（COP 10）において採択された「戦略計画 2011-2020」の達成に向けた具体的な行動目標として設定された 20 の個別目標。 「2020 年までに生態系が強靱で基礎的なサービスを提供できるよう、生物多様性の損失を止めるために、実効的かつ緊急の行動を起こす」との趣旨のもと、保護地域を陸域 17%、海域 10%とするなど、数値目標を含む、より具体的なものになっている。
愛リバー・ロード・ビーチ	12, 14, 63	愛媛県公共土木施設愛護事業。 河川、道路、海岸の一定区間の清掃美化活動を自発的に行うボランティア団体等を愛護サポーターとして募集。愛護サポーターとして認定された団体の清掃美化活動に対しては、県・地元市町等が協力して支援する。
アスベスト	17, 40	天然に産する繊維状けい酸塩鉱物。 安価な建設資材等として広く使用されてきたが、その繊維が極めて細いため、大気中に飛散しやすく、人間が吸入すると、肺癌や中皮腫などの原因になると指摘されている。現在は、一部の適用除外を除き、一切の製造・輸入・使用・譲渡・提供が禁止されている。
石綿	24	「アスベスト」の欄参照。
一般廃棄物	12, 13, 51, 53	産業廃棄物以外の廃棄物。 一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「生活系ごみ」に分類される。
遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）	7	生物多様性条約の 3 番目の目的として規定。 条約では、「利用者は提供国の『事前の情報に基づく同意』を取得し、提供者と『相互に合意する条件』を設定したうえで、遺伝資源を利用する」など、基本的なルールを設定している。
ウォームビズ	71, 72	暖房時の室温が 20℃でも暖かく快適に過ごすことができるよう取組を促す、平成 17 年度から環境省が推進しているキャンペーン。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。
エコアクション 21	46	中小事業者でも容易に取り組めるよう、環境省が定めた環境経営システム・取組・報告に関するガイドラインに基づく制度。このガイドラインに基づき、環境への取組を適切に実施し、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに、その取組状況等を公表している事業者を、認証し登録する「認証・登録制度」を設けている。
エコカー	71	燃費性能が高く、二酸化炭素排出量を抑えた、環境への負荷が少ない車の総称。低公害車。 ハイブリッド車や電気自動車、燃料電池車などがある。
エコツアー	56, 60, 72	エコツーリズムの考え方に沿った旅行行程若しくはプログラム。
エコ通勤	46, 72	通勤や通学の際に、電車やバス、自転車・徒歩など、環境にやさしい交通手段を選択する取組。周辺地域の渋滞問題や地球温暖化等様々な問題の原因となり得る自家用車による通勤からの転換を促す。 県では、特に温室効果ガスを排出しない自転車によるエコ通勤の普及を促進している。

用語	ページ	解説
エコツーリズム	18, 20, 56, 60	自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。
エコドライブ	46, 71	環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用に関する取組。 穏やかな発進、加速・減速の少ない運転、無駄なアイドリングはやめるなど、燃料消費の少ない運転を心がけることで、自動車の運行等から発生する温室効果ガスの削減を呼びかけている。
エコフィード	12, 14, 68	食品加工残さ等を利用して製造された飼料。食品残さ飼料。食品リサイクルによる資源の有効利用だけでなく、飼料自給率の向上にもつながる。
エコマーク商品	66	公益財団法人日本環境協会によって平成元年から運営されている環境ラベルの制度により認定された商品。 生産から廃棄までのライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品には、指定の環境ラベルを付けることができる。
えひめ漁民の森づくり	67	県が推進している、水の源である森林の恩恵を認識し、魚や海藻を増やすために、漁業関係者が中心になって、山に樹木を植えたり、樹木の手入れをしたりする活動。
愛媛県体験型環境学習センター（えひめエコ・ハウス）	62	地球温暖化防止活動の実践促進をはじめ、環境保全意識の高揚を図ることを目的として、県が平成15年4月に、「えひめこどもの城」（松山市西野町）の敷地内に開設した施設。 太陽光発電、太陽熱利用システム、小型風力発電、屋上緑化、雨水利用等の再生可能エネルギー施設を備えるほか、年間を通じて、環境学習への支援、環境に関する情報の収集・発信、相談・助言等を行っている。
愛媛県特別栽培農産物等認証制度（エコえひめ）	14, 15, 68	県による環境や人に優しい栽培方法による農産物の認証制度。 化学合成農薬・化学肥料を県が定めた基準から5割又は3割以上削減し、生産情報を公表し適正な管理体制のもとで生産された農産物を、「エコえひめ農産物」として認証する。認証された農産物は、認証マークの使用が認められる。
愛媛県レッドデータブック	28, 29, 56	県内の絶滅のおそれのある野生動植物の種を選定し、その種の特徴や分布状況、生息・生育状況などを取りまとめたもので、種の減少の原因を解明し、その保護と生物多様性の保全を図るための基礎資料とするため、平成15年に作成（平成26年改訂）したもの。 掲載種は1,773種で、内訳は絶滅危惧（絶滅危惧Ⅰ類＋Ⅱ類）1,027種、準絶滅危惧320種、情報不足327種、要注意71種となっている。
えひめツーキニストクラブ	49	温室効果ガスを排出しない自転車通勤を推進するため、自転車通勤者（ツーキニスト）がみんなで楽しく自転車通勤を行う仕組みとして、平成28年11月に愛媛県が創設したクラブ。 クラブ会員を対象とした各種キャンペーンや、協力店舗によるクラブ会員への特典付与等を実施している。
汚水処理人口普及率	14, 15, 43	地域における汚水処理施設による処理人口の総人口に対する割合でみたもの。 汚水処理施設としては、下水道、農業集落排水処理施設、浄化槽、コミュニティ・プラント等がある。
オゾン層	6, 18, 26, 38, 48	地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10～50km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。 太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護するとともに、成層圏の大気を暖める効果によって、地球の気候の形成に大きく関わっている。

用語	ページ	解説
温室効果ガス	5, 6, 10, 12, 13, 17, 18, 23, 24, 25, 26, 35, 45, 46, 48, 70, 72	<p>大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。</p> <p>京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が削減対象となっている。</p>
か行		
カーボン・オフセット	46	<p>日常生活や経済活動において避けることができない二酸化炭素等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。</p>
外来生物	18, 19, 20, 29, 30, 38, 57, 58, 72, 73	<p>国外、国内を問わず、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指す。</p> <p>その中でも、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かす恐れのあるものを、特に侵略的外来種と呼ぶ。</p>
化石燃料	47	<p>石油、石炭、天然ガス等、動植物などの遺骸が地質時代を通じて堆積物となり、地圧・地熱などにより変成してできた有機物。</p>
合併処理浄化槽	41, 72	<p>し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。</p>
環境影響評価	22, 32, 38, 66, 72	<p>事業者が大規模な開発事業や公共事業等を実施する事前の段階で、環境への影響を調査、予測、評価し、自治体や住民の意見を参考にしながら、事業そのものを環境保全上より望ましいものにしていく仕組み。</p> <p>日本では、環境影響評価法等に基づき、道路やダム、鉄道、発電所などを対象にして、地域住民や専門家及び行政機関等が関与し手続が実施されている。</p>
環境基準	8, 12, 13, 17, 24, 41, 43, 44	<p>人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境上の条件の基準を、政府が定めるもの。</p> <p>典型7公害のうち、大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壌汚染の4種について定められている。</p>
環境白書（愛媛県環境白書）	74	<p>県が毎年発行している、本県の環境の状況及び施策の現状等について、県民への周知等を目的とした公表資料。</p>
環境マイスター	14, 15, 31, 64	<p>地域や学校、事業者などが実施する環境学習会など自主的な環境保全活動を支援するため、県が設けている登録制度によって登録された者の呼称。県内に在住する環境活動リーダーや研究者から、公募によって登録している。</p> <p>そのうえで、登録された環境マイスターを、環境保全に関する学習会などへ講師等として派遣し、費用の一部を県が負担する、環境マイスター派遣制度を設けている。</p>
環境マネジメントシステム	12, 14, 22, 46, 66, 72	<p>組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組み。</p> <p>I S O 14001 やエコアクション 21 などがある。</p>
間伐	47, 67, 68	<p>育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。</p>

用語	ページ	解説
緩和策	26	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減して、地球温暖化の進行を食い止め、大気中の温室効果ガス濃度を安定させようとする対策。 省エネルギー対策や再生可能エネルギーの普及拡大、二酸化炭素の吸収源対策などがあげられる。
企業の社会的責任（CSR）	31, 66, 72	企業活動を社会的公正性や環境保全等の観点から、利益の追求だけではなく、様々な社会的側面、環境的側面においても公益や成果を高め、利害関係者に対して責任を果たすべきとする理念。
気候システム	5	気候が形成されるにあたり、大気、海洋、地表面、雪や氷、海洋、生態系などの構成要素の間で、エネルギー、水、その他の物質をやりとりすることによって、複雑に相互作用をする総合的なシステム。
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	5	昭和63年に国連環境計画と世界気象機関により設立。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見について政策決定者を始め広く一般に利用してもらうことを任務とする。5～6年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。
気候変動枠組条約	6, 35	正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」で、平成4年に開催された国連環境開発会議（地球サミット）において採択。 大気中の温室効果ガスの増加が地球を温暖化し、自然の生態系などに悪影響を及ぼす恐れがあることを、人類共通の関心事であることを確認し、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、現在及び将来の気候を保護することを目的としている。気候変動がもたらす様々な悪影響を防止するための取組の原則、措置などを定めている。
規制基準	24	環境基本法に基づいて定められた環境基準を目標に、行政が行う個別の施策の中で、具体的に公害等の発生源を規制する基準。 大気汚染防止法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法では「規制基準」という用語が用いられている。規制基準は、主に地域の環境基準を維持するために課せられる基準である。
協働	2, 3, 9, 18, 20, 21, 28, 30, 31, 33, 36, 38, 41, 63, 71, 73	県民、NPO、学校、企業、行政等が対等の立場で、同じ目的や目標のために相互に協力して取り組むこと。
京都議定書	6	正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」で、平成9年に京都市で開催された第3回国連気候変動枠組条約締結国会議（COP3）において採択。 先進各国の温室効果ガスの排出量について、法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。
クールチョイス	45, 49	脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」（クールチョイス）をしていこうという取り組み。
クールビズ	71, 72	冷房時の室温が28℃でも涼しく快適に過ごすことができるよう取組を促す、平成17年度から環境省が推進しているキャンペーン。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。
グリーン購入	3, 38, 52, 66, 71	製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、品質や価格だけでなく、できる限り環境への負荷が小さいものを優先的に購入すること。

用語	ページ	解説
県環境審議会(愛媛県環境審議会)	74	環境基本法及び自然環境保全法の規定に基づき設置している県の審議会。 16人以内の委員と2人以内の水質特別委員により組織され、本県の環境の保全に関する基本的な事項や自然環境の保全に関する重要事項等を審議する。
光化学オキシダント	8, 17, 24	工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などが、太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成される酸化性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。 強い酸化作用を持ち、高濃度では目の痛みや吐き気、頭痛などを引き起こす。
光化学スモッグ	40	光化学反応で生成した酸化性物質(光化学オキシダント)の濃度が上昇して、大気中に漂い、モヤのようなスモッグ状態になる現象。
合計特殊出生率	9	人口統計上の指標で、「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産む子どもの数に相当する。 この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。
国際自然保護連合(IUCN)	7	1948年に創設された国際的な自然保護団体で、国家、政府機関、NGOなどを会員とする。日本は1978年に環境庁が日本の政府機関として初めて加盟、1995年に国家会員として加盟した。
国内排出量取引制度	46	排出量取引制度は、国や事業者ごとに温室効果ガスの排出枠を定め、排出目標を超過達成した国や事業者と達成できなかった国や事業者との間で排出枠を取引すること。京都議定書において、柔軟性措置(京都メカニズム)の一つとして導入された。 日本では、平成17年からの自主参加型国内排出量取引制度の実施や平成20年からの排出量取引の国内統合市場の施行的実施などに取り組んできたが、正式な制度導入には至っていない。なお、新たな政府目標の達成に向けて、改めて制度検討が進められる予定である。
国連ESDの10年	9	平成14年のヨハネスブルグサミットで日本が提案し、同年の国連総会において決議されたもので、平成17(2005)年から平成26(2014)年までの10年間を指す。 その際、国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)が主導機関として指名され、この期間において、持続可能な開発・発展の実現を目指す多様な教育への取組を推進することとされた。
国連生物多様性の10年	7	平成22年に名古屋市で開催された第10回生物多様性条約締結国会議(COP10)において採択され、同年の国連総会において決議されたもので、平成23(2011)年から平成32(2020)年までの10年間を指す。 この期間において、生物多様性保全のための新たな世界目標「愛知目標」の達成に貢献するため、国際社会のあらゆるセクターが連携して生物多様性の問題に取り組むこととされている。
個別リサイクル法	52	容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法の総称。
さ行		
災害廃棄物	10, 11, 18, 19, 28, 38, 53, 55	地震災害、水害及びその他の自然災害によって一時的かつ大量に発生する廃棄物。

用語	ページ	解説
再生可能エネルギー	17, 18, 23, 24, 26, 38, 46, 70, 71	<p>有限で枯渇性の石油、石炭、天然ガスなどの化石エネルギーと対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象を利用して得られるエネルギー。</p> <p>資源を枯渇させずに利用可能であるため、資源有限性への対策、地球温暖化防止対策など、有効性と必要性が指摘され、近年利用の重要性が高まっている。</p>
里地・里山・里海	19, 20, 30, 31, 38, 57	<p>「里地里山」は、都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。</p> <p>「里海」は、人手が加わることで生物生産性や多様性が向上し、豊かな生態系が保たれている沿岸海域。</p>
産業廃棄物	19, 26, 72	<p>事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物。</p> <p>大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要がある。</p>
資源循環型農業	67	<p>畜産や農業で出る廃棄物などを地域の有機資源として有効に活用し、環境に配慮した持続性の高い農業。</p>
資源循環促進税	26, 27	<p>循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用に充てるための県税。</p> <p>排出事業者（中間処理業者含む）に対し、県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物1トン当たり1,000円（一部軽減措置あり）が課税される。</p>
資源循環優良モデル	14, 15, 53, 54, 68	<p>他の模範となるようなリサイクル製品、廃棄物のリデュース、リユース、リサイクルに積極的に取り組んでいる企業や店舗等を優良モデルとして認定し、他の事業所等に波及させることにより、循環型社会を構築していくため、平成13年度から県が実施している認定制度。</p>
次世代自動車	45	<p>窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない、またはまったく排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。</p> <p>ハイブリッド車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車などを指し、政府は、2030年までに新車販売に占める割合を5割から7割にすることを目指している。</p>
自然エネルギー	46	<p>非枯渇性のエネルギーのこと。再生可能エネルギー。</p> <p>時間的空間的に供給が安定しないものが多く、分散型でさらに補完的に利用されることが多い。</p>
自然共生社会	7, 12, 14, 34, 36, 37, 38, 56	<p>生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。</p>
持続可能な開発のための教育（ESD）	8, 9	<p>一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育。具体的には、単なる知識の習得や活動の実践にとどまらず、日々の取組の中に、持続可能な社会の構築に向けた概念を取り入れ、問題解決に必要な能力・態度を身に付けるための工夫を継続していくことが求められている。</p>

用語	ページ	解説
循環型社会	1, 6, 7, 12, 14, 19, 26, 28, 34, 35, 37, 38, 51	資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会。
循環型社会ビジネス	66	循環型社会の構築に貢献するビジネス。具体的には、リサイクル製品の製造・販売、廃棄物処理業などが該当する。
循環資源	66	廃棄物等のうち、有用なもの。 循環型社会形成推進基本法では、循環資源について循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）を図るべき旨を規定している。
省エネ診断	72	事業所や家庭について、電力だけでなく、燃料や熱などエネルギー全般について幅広く診断し、状況に応じた省エネの取組について、提案・アドバイスする取組。
小水力発電	47	ダム式の大規模な水力発電ではなく、主として河川や水路などに設置した水車などを用いてタービンを回して発電する方式。
新エネルギー	66	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法において、「新エネルギー利用等」として定義されており、「経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが非化石エネルギーの導入を図るため特に必要なもの」とされている。 具体的には、太陽光発電、風力発電、中小水力発電、バイオマス発電、太陽熱、雪氷熱利用などがあげられる。
森林吸収量	12, 24, 48	京都議定書において削減目標達成のために算入が認められた森林の二酸化炭素吸収量。 本県の数値は、毎年、林野庁が算定する数値を使用している。
水源かん養機能	15, 42	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。
生物多様性	1, 7, 12, 13, 14, 15, 18, 19, 20, 28, 29, 33, 36, 37, 38, 56, 58, 61, 72, 73	生物多様性条約では、「すべての生物の間に違いがあること」と定義し、「生態系の多様性」「種（種間）の多様性」「遺伝子（種内）の多様性」という3つのレベルでの多様性があるとしている。
生物多様性条約	7	正式名称は「生物の多様性に関する条約」で、平成4年に開催された国連環境開発会議（地球サミット）において採択。 「生物多様性の保全」「生物多様性の構成要素の持続可能な利用」「遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分」を目的としている。締約国に対し、その能力に応じ、保全、持続可能な利用の措置をとることを求めるとともに、各国の自然資源に対する主権を認め、資源提供国と利用国との間での利益の公正かつ衡平な配分を求めている。
絶滅危惧種	7	個体数が極端に減少して、絶滅の危機にある生物種。 国際自然保護連合では、絶滅の危険度をもとに、野生動植物を、絶滅種、野生絶滅種、絶滅危惧ⅠA類（絶滅寸前種）、絶滅危惧ⅠB類（絶滅危機種）、絶滅危惧Ⅱ類（危急種）、準絶滅危惧種（希少種）などに分類している。

用語	ページ	解説
た行		
ダイオキシン類	12, 13, 41, 43	<p>ダイオキシン類対策特別措置法においては、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフランに加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルを指す。</p> <p>工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質。通常の日常生活における曝露レベルでは健康影響は生じないが、強い毒性を持ち、がんや生殖機能、甲状腺機能等への悪影響などが懸念されている。</p>
脱炭素社会	6, 25, 34, 35, 37, 38, 45, 66	<p>温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量との均衡を達成すること。</p>
地球温暖化防止活動推進員	14, 15, 49	<p>地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化防止の取組を進める者として、都道府県知事が委嘱。</p> <p>地域における温暖化対策の重要性について、住民の理解を深めための活動や、住民の求めに応じて情報提供を行うなどの活動に取り組んでいる。</p>
蓄電池	45	<p>充電を行うことにより電気を蓄えて電池として使用できるようになり、繰り返し使用することができる電池。</p>
地産地消	45, 70	<p>地域で生産された様々な生産物や資源（主に農林水産物）をその地域で消費すること。</p>
超高齢社会	9	<p>総人口に占める65歳以上の人口の割合が増大した社会であって、その割合が21%以上の状態にあるもの。</p>
直交集成板（CLT）	68	<p>ひき板を並べた層を、板の方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大判のパネル。</p> <p>欧米では、中・大規模マンションや商業施設の壁や床に用いられ、急速に普及している。日本では、平成26年1月施行のJAS規格として制定され、普及が進められている。</p>
低質材	68	<p>細い木、曲がった木、芯が腐った木など、製材、合板等に不向きな木材</p>
低炭素社会	1, 7, 12, 14, 35, 38, 47	<p>化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。</p>
適応策	26, 48	<p>地球温暖化による気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して、人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減しようとする対策。</p> <p>渇水対策や治水対策、熱中症予防、感染症対策、農作物の高温障害対策などがあげられる。</p>
特定希少野生動物	14, 15, 58	<p>県内に生息又は生育する希少野生動物のうち、特に保護を図る必要があると認められるもので、愛媛県野生動物の多様性の保全に関する条例に基づき指定している種。平成21年に、サギソウなど13種を指定している。</p>

用語	ページ	解説
な行		
名古屋議定書	7	<p>正式名称は「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」で、平成22年に名古屋市で開催された第10回生物多様性条約締結国会議（COP10）において採択。</p> <p>遺伝資源のアクセスに係る事前同意や相互合意条件に基づく公正かつ衡平な利益配分を含め、生物多様性条約の規定に実効性をもたせるため、締結国が実施すべき具体的措置などを定めている。</p>
南海トラフ地震	11, 41, 53	<p>日本列島の太平洋沖にある南海トラフ沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されている地震。</p> <p>南海トラフは、静岡県駿河湾から九州東方沖まで続く深さ4,000m級の海底の溝（トラフ）で、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界にある。</p> <p>平成23年に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、現時点での最新の科学的知見に基づき想定すべき最大クラスの地震・津波の規模が示され、現在、この想定を元にした対策が進められている。</p>
日本の約束草案	6	<p>平成27年12月にパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締結国会議（COP21）に先立って提出を求められていた2020（平成32）年以降の削減目標案で、同年7月に政府の地球温暖化対策本部で決定され、国連気候変動枠組条約事務局に提出されたもの。</p> <p>2030（平成42）年度に2013（平成25）年度比△26.0%（2005（平成17）年度比△25.4%）の水準にすることを表明している。</p>
燃料電池	45, 46	<p>水素などの燃料と酸化剤の化学反応によって電気エネルギーを取り出す装置。</p> <p>家庭用燃料電池の場合、ガスなどから水素を取り出し、空気中の酸素と反応させる。この化学反応で排出されるのは水だけで、二酸化炭素などの温室効果ガスは排出されないため、クリーンエネルギーの一つとされる。</p>
燃料電池自動車（FCV）	66	<p>車載の水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車。</p>
ノーマイカー通勤	14, 15, 49, 72	<p>マイカー・バイク利用から徒歩・自転車・公共交通利用による通勤への転換を実践する取組。</p> <p>県では、毎月1回、各事業所が任意に定める日をノーマイカー通勤デーとして実践する取組への参加を募集している。</p>
農業集落排水施設	41	<p>農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設。</p> <p>農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図る。また、処理水の農業用水への再利用や汚泥の農地還元を行うことにより、農業の特質を生かした環境への付加の少ない循環型社会の構築に貢献する。</p>
は行		
ばい煙	17, 40	<p>物の燃焼等に伴って発生する煙とす。</p> <p>大気汚染防止法では、「物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん、物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの」のことをばい煙と定義し、粉塵や自動車排出ガスとともに規制している。</p>

用語	ページ	解説
バイオディーゼル燃料	12, 13, 48, 50	大豆、ナタネやパームなどの植物油や使用済み天ぷら油などを原料として、その植物性油脂等をメチルエステル化して得られる液体燃料で、主な成分は脂肪酸メチルエステル。 軽油の代替燃料として利用が可能。
バイオ燃料	47	バイオマスから製造される燃料。バイオエタノールやバイオディーゼル燃料がある。
バイオマス	17, 18, 19, 23, 47, 52	生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、動植物に由来する有機物である資源 (化石資源を除く)。太陽のエネルギーを使って生物が生み出すものであり、生命と太陽エネルギーがある限り再生可能な資源。 持続的に再生可能な資源であることから、これをエネルギーや原料として活用することは、地球温暖化防止や循環型社会構築に大きく貢献するとともに、産業創出、地域活性化などにつながることを期待される。
廃棄物処理基準	52	廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、その基準を政令で定めることとしている。
パリ協定	6	平成 27 年 12 月にパリで開催された第 21 回国連気候変動枠組条約締結国会議 (COP 21) で採択された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定 (合意)。2020 (平成 32) 年以降の地球温暖化対策を定めている。 京都議定書以来 18 年ぶりとなる気候変動に関する国際的枠組であり、条約加盟 196 カ国全てが参加する枠組としては世界初。
干潟	8, 67	干出と水没を繰り返す平坦な砂泥底の地形で、内湾や河口域に発達する。浅海域生態系のひとつであり、多様な海洋生物や水鳥等の生息場所となるなど重要な役割を果たしている。
微小粒子状物質 (PM 2.5)	8, 13, 17, 40	大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の直径が $2.5 \mu\text{m}$ ($1 \mu\text{m}=1\text{mm}$ の千分の 1) 以下の非常に小さな粒子。物の燃焼などによって直接排出されたものと、環境大気中での化学反応により生成されたものがある。 非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念される。
プラグインハイブリッド自動車	45	エンジンとモーターを組み合わせた動力により駆動するハイブリッド車に、家庭用電源などの電気を車両側のバッテリーに充電することで、電気自動車としての走行割合を増加させる自動車。
フロン類	6, 18, 26, 48	炭素と水素の他ハロゲンを多く含む化合物の総称。 化学的に極めて安定した性質で扱いやすいことから、エアコンや冷蔵庫等の冷媒をはじめ、様々な用途に活用されてきた。 しかし、オゾン層の破壊及び地球温暖化への影響が明らかになり、フロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化が進められている。
保安林	14, 15, 43	水源のかん養や山地災害の防止等私たちの暮らしを守るために特に重要な役割を果たしている森林を森林法に基づき農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される等期待される働きを維持できるような必要な管理を行っている。

用語	ページ	解説
ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物	41	PCB特措法では、「ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの」と定義している。 ポリ塩化ビフェニルは、絶縁性、不燃性などの特性により、トランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、その毒性から健康被害が発生し、現在は製造・輸入ともに禁止されている。
ま行		
水循環	8, 17, 42	水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環すること。
木質バイオマス	47	木材からなるバイオマス。 主に樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。
藻場	8, 67	大型底生植物（海藻・海草）の群落を中心とする浅海域生態系のひとつであり、海洋動物の産卵場や餌場となるなど重要な役割を果たしている。
や行		
有機性未利用資源	67	生物（動植物や微生物）に由来する資源である有機性資源のうち、現状においては利用されていないが、処理を加えることにより、再利用が可能なもの。 食品関係廃棄物や家畜排せつ物、公共下水汚泥などがあげられる。
ら行		
リサイクル	12, 13, 15, 19, 26, 28, 51, 52, 66	Recycle。再生利用。再循環。 製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として利用すること。
リターナブル容器	51	ビールびんや牛乳びんのように、中身を消費した後の容器を回収し、洗浄して再び使用することができる容器。
リデュース	51, 52	Reduce。発生抑制。 環境負荷や廃棄物の発生を抑制するため、無駄・非効率的・必要以上の消費・生産を抑制あるいは行わないこと。
リユース	51	Reuse。再使用。 一度使用された製品を、そのまま、もしくは製品のある部品をそのまま再利用すること。
林業躍進プロジェクト	68	林業を地域の成長産業として育成するための本県のプロジェクト。 間伐に加えて、主伐の計画的・段階的な導入を図り、県産材を増産することで、森林資源の循環利用、県産材の加工流通の拡大・競争力の向上、山村地域の雇用拡大を図る。
レッドリスト	7	絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。 国際自然保護連合が作成したものを指すが、日本では環境省が作成したものもレッドリストと呼ばれる。

(2) 数字・アルファベット順

用語	ページ	解説
3R	15, 26, 38, 51, 54, 66, 72	リデュース (Reduce) : 廃棄物等の発生抑制、リユース (Reuse) : 再使用、リサイクル (Recycle) : 再生利用の3つの頭文字をとったもの。
ABS	7	Access to genetic resources and Benefit Sharing。 「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」の欄参照。
CLT	68	Cross Laminated Timber。 「直交集成板」の欄参照。
COP	6, 7	Conference of the Parties。 条約の締約国会議を意味する略称。気候変動枠組条約や生物多様性条約などで使われることが多い。
CSR	31, 66, 72	Corporate Social Responsibility。 「企業の社会的責任」の欄参照。
ESD	8, 9, 30, 38, 62	Education for Sustainable Development。 「持続可能な開発のための教育」の欄参照。
ESDに関するグローバル・アクション・プログラム	9	国連ESDの10年の後継プログラムとして、平成26年の国連総会において採択。 持続可能な開発に向けた進展を加速するために、教育及び学習のすべてのレベルと分野で行動を起こし拡大していくことを目標とし、戦略的に「政策的支援」「機関包括型アプローチ」「教育者」「ユース」「地域コミュニティ」の5つの優先行動分野を定め、これらの下にすべての関係ステークホルダーが活動を展開することを求めている。
ESDに関するユネスコ世界会議	9	国連ESDの10年の最終年となる平成26(2014)年11月に名古屋市と岡山市で開催された世界会議。 この会議では、ESDの更なる強化と拡大のための緊急の行動を求める「あいち・なごや宣言」を採択され、ESDに関するグローバル・アクション・プログラムの開始が正式に発表された。
FCV	66	Fuel Cell Vehicle。 「燃料電池自動車」の欄参照。
IPCC	5	Intergovernmental Panel on Climate Change。 「気候変動に関する政府間パネル」の欄参照。
ISO 14001	46	国際標準化機構 (International Organization for Standardization) が発行している環境マネジメントシステムの仕様を定めた規格。企業、各種団体など組織の活動・製品及びサービスによって生じる環境への影響を持続的に改善するためのシステムを構築し、そのシステムを継続的に改善していくPDCAサイクルを構築することを要求している。
IUCN	7	International Union for Conservation of Nature and Natural Resources。 「国際自然保護連合」の欄参照。
LED	14, 15, 46, 49	Light Emitting Diode。 ダイオードの一種である発光ダイオードの略称で、順方向に電圧を加えた際に発光する半導体素子。材料によって決まった波長の光を発する。低電力で高輝度の発光が得られるという特徴を持ち、信号機や大型ディスプレイ、さらに近年では、白色LEDの普及により、住宅の照明やテレビのバックライトとして利用されている。
PCB	41	Polychlorinated Biphenyl。 「ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物」の欄参照。

PM 2.5	8, 17, 24, 40	Particulate Matter 2.5。 「微小粒子状物質」の欄参照。
SDGs	11, 39	2015年9月に開催された国連持続可能な開発サミットの成果文書である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、2030年までに先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な開発目標。 気候変動対策やクリーンエネルギーの普及など17のゴール(目標)と169のターゲットが掲げられている。
V2H	70	「Vehicle To Home (ビークル・トゥ・ホーム)」の略称で、「ブイ・ツー・エイチ」と呼ぶ。電気自動車のバッテリーに蓄えた電気を家庭で使う仕組みで、再生可能エネルギーの自家消費拡大に寄与するほか、災害時の非常用電源としても活用することが可能。

2 策定の経緯

(1) 愛媛県環境審議会及び温暖化対策部会における調査審議等の経過

年 月 日	事 項
令和元年5月28日	○第三次えひめ環境基本計画（仮称）の策定について、知事から愛媛県環境審議会へ諮問
6月10日	○愛媛県環境審議会会長から同審議会温暖化対策部会に対し、調査審議を開始するよう指示
11月22日	○温暖化対策部会を開催 ・施策体系（案）及び計画（素案）の審議
12月13日 ） 令和2年1月9日	○計画（案）に対するパブリック・コメントの実施 ・提出された意見- 3件
1月15日	○温暖化対策部会を開催 ・計画（部会案）の審議、取りまとめ
1月30日	○愛媛県環境審議会を開催 ・計画（部会案）の報告、計画（最終案）の審議
2月12日	○愛媛県環境審議会から知事へ答申 ○答申を受け、「第三次えひめ環境基本計画」を策定

(2) 愛媛県環境審議会委員名簿

(任期：平成30年12月12日～令和2年12月11日)

氏名	職名	備考
運勢 知子	一般社団法人愛媛県薬剤師会理事	
菊池 生一	一般社団法人愛媛県猟友会副会長	
喜田 ヒサ子	愛媛県漁協女性部連合会会長	温暖化対策部会委員
佐藤 久子	愛媛大学大学院理工学研究科教授	会長代理 温暖化対策部会長
高橋 治郎	愛媛大学名誉教授、愛媛大学客員教授	
田辺 信介	愛媛大学沿岸環境科学研究センター長、 愛媛大学特別荣誉教授	温暖化対策部会委員
鍋嶋 絵里	愛媛大学大学院農学研究科准教授	温暖化対策部会委員
濱野 幸代	生活協同組合コープえひめ運営企画部次長	温暖化対策部会委員
日鷹 一雅	愛媛大学大学院農学研究科准教授	
益子 保	公益財団法人中央温泉研究所前所長	
松井 宏光	松山東雲短期大学名誉教授	
真鍋 美鈴	J A えひめ女性組織協議会会長	温暖化対策部会委員
丸橋 温	愛媛県資源循環優良事業者連絡協議会会長	温暖化対策部会委員
水川 葉月	愛媛大学大学院農学研究科准教授	
矢田部 龍一	愛媛大学防災情報研究センター特命教授	会長
山田 容三	愛媛大学大学院農学研究科教授	温暖化対策部会委員

3 愛媛県環境基本条例

(平成8年3月19日条例第5号)

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策（第9条－第25条）

第3章 地球環境の保全の推進等（第26条）

附則

私たちのふるさと愛媛は、比類のない美しさを誇る瀬戸内海及び宇和海に面し、西日本最高峰の石鎚山を擁する豊かな自然環境に恵まれており、温暖な気候は、私たちの生活に大きな恩恵を与えている。

私たちは、この健全で恵み豊かな環境の中で、過去から現在へと長い年月を掛けて、生活を営み、産業を興し、特色ある文化をつくり上げてきた。

しかしながら、大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした今日の社会経済活動は、私たちに物質的な豊かさをもたらし、生活の利便性を高めた一方で、環境に大きな影響を及ぼしている。増大する環境への負荷は、自然の生態系を破壊し、さらに、地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行などの地球的な規模の環境問題を引き起こし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境の下、健康で文化的な生活を営むことは、現在及び将来の県民の権利であり、この環境を守り、育て、及び将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

私たちは、環境が人類を含めすべての生命の生存基盤であり、限りあるものであることを深く認識し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な愛媛の実現に、総合的かつ計画的に取り組んでいかなければならない。

ここに、私たちは、互いに協力して、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、更に豊かで快適な環境を積極的に創造することにより、よりよい環境を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全是、現在及び将来の世代の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全是、環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならない。

3 地球環境の保全是、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町が行う環境の保全のための施策を支援するよう努めるものとする。

(市町の責務)

第5条 市町は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、当該市町の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(愛媛県環境白書)

第8条 知事は、毎年、環境の状況及び県が環境の保全に関して講じた施策を明らかにした愛媛県環境白書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第9条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全され、人と自然とが共生できるよう創造されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした潤いと安らぎのある快適な環境が創造されること。

(環境の保全に関する基本的な計画)

第10条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画を定めなければならない。

2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、第1項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、愛媛県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、第1項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、第1項の計画の変更について準用する。

(県の施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第12条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第13条 県は、公害の原因となる行為に関し、公害を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(経済的な助成のための措置)

第14条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者に必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第15条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、前2項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第16条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第17条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第18条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境監査の普及)

第19条 県は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う監査の実施の普及に努めるものとする。

(情報の提供)

第20条 県は、第17条の環境の保全に関する教育及び学習の振興、第18条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進並びに前条の環境監査の普及に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施等)

第21条 県は、環境の保全に関し、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の調査の実施に努めるとともに、試験研究の体制の整備並びに研究開発の推進及びその成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第22条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(県民の意見の反映)

第23条 県は、環境の保全に関する施策に県民の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(総合的な推進体制の整備)

第24条 県は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、これを調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 県は、市町との連携及び民間団体等との協働により環境の保全に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の都道府県との協力)

第25条 県は、環境の保全に関する施策で、県の区域を超えた広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の都道府県と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 地球環境の保全の推進等

第26条 県は、地球環境の保全に資する施策を推進するとともに、県、市町、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するための指針を定め、これに基づく行動を促進するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、国及び関係機関と連携し、環境の保全に関する調査及び試験研究、情報の提供その他の地球環境の保全に関する国際協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(愛媛県環境保全条例の一部改正)
- 2 愛媛県環境保全条例(昭和48年愛媛県条例第32号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛媛県自然環境保全条例

目次中「第2章 環境保全基本方針(第9条)」を「第2章 削除」に、「第5章 生活環境(第35条-第37条)」を「第5章 削除」に改める。

第4条を削る。

第3条中「環境」を「地形、地質、植生及び野生動物に関する調査その他自然環境」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第4条とする。

第1条及び第2条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の県民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(県等の責務)

第2条 県、市町村、事業者及び県民は、愛媛県環境基本条例(平成8年愛媛県条例第5号)第3条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第3条 自然環境の保全に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

第5条中「環境」を「自然環境」に改める。

第6条から第8条までを次のように改める。

第6条から第8条まで 削除

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第9条 削除

第11条第1項中「環境」を「自然環境」に改める。

第12条第1項中「4人」を「3人」に改める。

第5章を次のように改める。

第5章 削除

第35条から第37条まで 削除

(愛媛県環境保全条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に副会長の職にある者が引き続き副会長の職にある間は、前項の規定による改正後の愛媛県環境保全条例第12条第1項の規定は適用せず、前項の規定による改正前の愛媛県環境保全条例第12条第1項の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成16年12月24日条例第47号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月16日から施行する。(後略)

4 第三次えひめ環境基本計画環境指標一覧

○基本方針の達成状況を測る指標 15指標

	基本目標	基本方針	環境指標			備考
			項目	計画策定時	目標	
1	I かけがえのない環境の保全	① 安全で良好な生活環境の保全	環境基準達成率			
2			(大気汚染)	83% (H30)	100% (R6)	
3			(水質汚濁)	82% (H30)	100% (R6)	
4			(ダイオキシン類)	100% (H30)	100% (R6)	
5			(騒音)	79% (H30)	100% (R6)	
5			騒音・振動・悪臭の苦情件数	209件 (H30)	現状より減少 (R6)	
6	II 目指すべき3つの社会の実現	① 気候変動対策の推進と低炭素・脱炭素社会の実現	県内の温室効果ガス総排出量 (森林吸収分を差し引いた排出量)	20,087千tCO ₂ (H28)	17,784千tCO ₂ (R12)	
7			県内バイオディーゼル燃料生産量	389kℓ (H29)	904kℓ (R3)	
8		② 環境への負荷が少ない循環型社会の実現	一般廃棄物の1人1日当たり排出量	902g (H29)	868g (R2)	令和3年度改定予定の「えひめ循環型社会推進計画」において新たな目標値を設定する予定
9			一般廃棄物のリサイクル率	17.9% (H29)	27.0% (R2)	令和3年度改定予定の「えひめ循環型社会推進計画」において新たな目標値を設定する予定
10		③ 生物多様性の保全と自然共生社会の実現	森林公園利用者数	96,175人 (H30)	150,000人 (R6)	
11	生物多様性の認識度		60.9% (H30)	60% (R3)	令和3年度改定予定の「第二次生物多様性えひめ戦略」において新たな目標値を設定する予定	
12	III 未来を支える人づくり・しくみづくり	① 環境教育・学習の充実と環境保全活動の促進	環境NPO法人数	158団体 (H30)	現状より増加 (R6)	
13			愛りパー・ロード・ビーチ登録団体数	573団体 (R1)	現状より増加 (R6)	
14		② 地域循環共生圏の形成	環境保全資金融資の貸付残高(累計)	70,071千円 (R1)	465,617千円 (R6)	
15			県内のエコフィード生産量	8,200t (H30)	現状より増加 (R6)	令和2年度に次期(5か年)目標設定予定

○施策の進捗状況を測る指標 20指標（うち再掲1指標）

	基本目標	基本方針	環境指標			備考
			項目	計画策定時	目標	
1	I かけがえない環境の 保全	① 安全で良好な生活 環境の保全	汚水処理人口普及率	79.2% (H30)	89.9% (R8)	
2			水道の基幹管路の耐震適合率	32.0% (H30)	40.0% (R6)	
3			公共施設等の雨水・再生水利用施設数	77件 (H29)	現状より増加 (R6)	
4			民有保安林の指定面積	109,384ha (H30)	110,265ha (R6)	
5	II 目指すべき 3つの社会の 実現	① 気候変動対策の 推進と低炭素・ 脱炭素社会の実現	LED信号機の設置率	58.4% (H31)	75.0% (R6)	
6			ノーマイカー通勤登録者数	3,266人 (H30)	現状より増加 (R6)	
7			地球温暖化防止活動推進員数	51人 (R1)	100人 (R6)	
8		② 環境への負荷が 少ない循環型社会 の実現	資源循環優良モデル認定件数	133モデル (H30)	現状より増加 (R6)	
9			環境にやさしい買い物キャンペーン参加店舗数	515店舗 (R1)	715店舗 (R6)	
10		③ 生物多様性の保全 と自然共生社会の 実現	特定希少野生動植物保護区の指定数	6地区 (R1)	8地区 (R3)	令和3年度改定予定の「第二次生物多様性えひめ戦略」において新たな目標値を設定する予定
11			生物多様性啓発・学習資料の作成	5種類 (H28)	8種類 (R3)	令和3年度改定予定の「第二次生物多様性えひめ戦略」において新たな目標値を設定する予定
12			特定外来生物防除実施計画書の策定（環境省確認）	2市町 (H28)	10市町以上 (R3)	令和3年度改定予定の「第二次生物多様性えひめ戦略」において新たな目標値を設定する予定
13			ニホンジカの生息頭数	34,493頭 (H26)	半減 (R5)	令和3年度改定予定の「第二次生物多様性えひめ戦略」において新たな目標値を設定する予定
14			森林整備面積	6,114ha (H30)	9,200ha (R2)	令和2年度改定予定の「えひめ森林林業振興プラン」において新たな目標値を設定する予定
15	農地や農業用水などの保全活動に取り組む面積	15,874ha (H30)	19,100ha (R4)	令和2年度に次期（5か年）目標設定予定		
16	III 未来を支える 人づくり・ しくみづくり	① 環境教育・学習の 充実と環境保全活 動の促進	環境教育・学習参加者数	15,321人 (H30)	現状より増加 (R6)	
17			環境マイスター派遣回数	52回 (H30)	現状より増加 (R6)	
18			食べきり宣言事業所数	261事業所 (H30)	現状より増加 (R6)	
19		② 地域循環共生圏の 形成	資源循環優良モデル認定件数（再掲）	133モデル (H30)	現状より増加 (R6)	
20	愛媛県特別栽培農産物等認証制度（エコえひめ）農産物取組面積		928ha (H30)	940ha (R2)	令和2年度に次期（5か年）目標設定予定	

第三次えひめ環境基本計画

令和2年2月 策定

令和2年3月 発行

発行 愛媛県県民環境部環境局環境政策課

〒790-8570

松山市一番町四丁目4番地2

T E L 089-912-2345

F A X 089-912-2344

E-mail kankyou@pref.ehime.lg.jp

<https://www.pref.ehime.jp/h15600/h15600.html>

印刷 佐川印刷株式会社



この印刷物は、E3PAのシルバー基準に適合した地球環境にやさしい印刷方法で作成されています
E3PA:環境保護印刷推進協議会
<http://www.e3pa.com>

508-0095